

販売士3級 演習問題2021

<販売・経営管理> 第1章 販売員の役割の基本

1 接客マナー

1-1 接客の心構え

483505 接客の心構えについてのマナーとして、最も適当なものを選んで、
答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

- 1 自分自身が不機嫌などときには、普段よりスマイルを意識しながら接客するように心がける。
- 2 仕事に気分が乗らないときには、お客様から見えない場所に立つようにする。
- 3 イライラした気持ちを和らげるためには、売場の同僚と雑談をしながらディスプレイなどの手直しをする。

483505 解答： 1

693502 接客におけるお辞儀の種類には、会釈や最敬礼などがある。このうち
会釈する場面については1を、最敬礼する場面については2を、答案
用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 「ありがとうございます」と顧客を見送る場面。
イ 「失礼いたします」と顧客の前を通り過ぎる場面。
ウ 「かしこまりました」と顧客の指示に応答する場面。
エ 「少々お待ち下さい」と顧客を待たせる場面。
オ 「申し訳ございません」と顧客に詫げる場面。

693502 解答： 2 1 1 1 2

603502 次のア～オは、代表的な接客用語である。最も関係の深い文章を、右側から
選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

- ア いらっしやいませ。 1. 顧客をお迎えする第一声で、顧客とのよい関係をつくるきっかけの言葉としてつかう。
イ お待たせいたしました。 2. 顧客が商品をご購入されたときやご注文をいただいたとき、感謝の気持ちを込めて言う。
ウ 恐れ入ります。 3. 顧客からのご依頼やご注文には、この言葉ですぐに返事する。
エ ありがとうございます。 4. 顧客にお待ちいただく場合に必ずこの言葉をつかう。
オ はい、かしこまりました。 5. ご迷惑をおかけしたときや顧客のお申し出を断わるときなどにつかう。
6. 接客までに時間がかかったときは、必ずこの言葉でおわびしてから接客を続ける。
7. 軽いおわびと顧客に何かお願いするときの丁寧な言い方である。

603502 解答： 1 6 7 2 3

1-2 敬語の基本

593501r 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

敬語には、〔ア〕、〔イ〕、丁重語、丁寧語、美化語がある。このうち、アは、相手を直接的に〔ウ〕言い方で、〔エ〕や上司、目上の人につかう。

イ は、エや目上の人に対しする動作を〔オ〕表現する話し方である。

丁重語は、自分側の動作やものを丁重に述べる言い方であり、丁寧語は、相手に丁寧な気持ちを伝えるため、色々な物事を丁寧に表現する言い方である。

- 【語群】
- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1. 接客用語 | 5. 顧客 | 9. 謙譲語Ⅰ |
| 2. へりくだって | 6. 尊敬語 | 10. 歓迎 |
| 3. 敬う | 7. 説明する | |
| 4. 簡潔に | 8. 販売員 | |

593501r 解答： 6 9 3 5 2

312404r 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

敬語には、〔ア〕、謙譲語Ⅰ、謙譲語Ⅱ(丁重語)、丁寧語、美化語の5種類がある。アは、顧客や目上の人に対する〔イ〕を表すために、その人の〔ウ〕や持ち物などに対して使う。謙譲語Ⅰは、目上の人に対する動作をへりくだって表現する話し方であり、謙譲語Ⅱ(丁重語)は、相手に対し〔エ〕や身内のことを丁重に表現する。丁寧語は、相手に対する自分の〔オ〕を丁寧にし、美化語は物事を上品に表現する話し方である。

- 【語群】
- | | | |
|---------|----------|--------|
| 1. 部下 | 5. 自分自身 | 9. 公用語 |
| 2. 言葉遣い | 6. 尊敬語 | 10. 動作 |
| 3. 満足 | 7. 身だしなみ | |
| 4. 敬意 | 8. 服装 | |

312404r 解答： 6 4 10 5 2

803501 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、
誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

ア 敬語の種類は、「尊敬語」「謙譲語Ⅰ」「謙譲語Ⅱ」「丁寧語」「美化語」の5種類に分類される。

イ 「行く」の尊敬語は「伺う」である。

ウ 「見る」の丁寧語は「拝見する」である。

エ 美化語では、原則として外来語には「お」や「ご」をつけない。

オ 謙譲語Ⅰとは、自分側から相手方または第三者に向かう行為・ものごとなどについて、その向かう先の人物を立てて述べるものである。

803501 解答： 1 2 2 1 1

833501 次のア～オは、敬語について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

ア 敬語は「尊敬語」「謙讓語Ⅰ」「謙讓語Ⅱ」「丁寧語」「美化語」の5種類に分けて考えることができる。

イ 尊敬語とは、自分側の行為・ものごとなどを、話や文章の相手に対して丁寧に述べる敬語である。

ウ 「行く」の尊敬語は「伺う」である。

エ 「見る」の丁寧語は、「ご覧になる」である。

オ 「もらう」の謙讓語Ⅰは、「頂く」である。

833501 解答： 1 2 2 2 1

543205r 次の、顧客に対する販売員の会話であるが、尊敬語には1を、それ以外の敬語には2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 今年の夏は、どちらで休暇を過ごされますか。
- イ この用紙に、お書きいたします。
- ウ お召し上がりですか。それとも、お持ち帰りですか。
- エ 私どもの店よりイベント情報をお知らせいたします。
- オ この商品はいかがでしょう。

543205r 解答： 1 2 1 2 2

583504r 次の表は、敬語を示したものである。表中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

普通語	尊敬語	謙讓語Ⅰ・Ⅱ	丁寧語
言う	〔ア〕	申します	言います
見る	〔イ〕	〔ウ〕	見ます
聞く	お聞きになる	〔エ〕	聞きます
する	〔オ〕	いたします	します

- 【語群】
- | | | |
|-----------|----------|------------|
| 1. 承ります | 5. 参ります | 9. 拝見する |
| 2. おっしゃる | 6. おります | 10. お越しになる |
| 3. なさる | 7. ご覧になる | |
| 4. いらっしゃる | 8. 召し上がる | |

583504r 解答： 2 7 9 1 3

513204r 次のア～オに最も関係の深いものを、右側の語群から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

	尊敬語	謙讓語Ⅱ(丁重語)
いう	おっしゃる	〔ア〕
〔イ〕	お越しになる	〔ウ〕
する	〔エ〕	〔オ〕

- 【語群】
- | | |
|-------|----|
| 1. 来 | る |
| 2. いた | する |
| 3. な | さ |
| 4. お | り |
| 5. 申 | し |
| 6. 行 | ま |
| 7. 参 | り |

513204r 解答： 5 1 7 3 2

513206 次のア～オの文に続くものとして最も適当なものを、右の語群から選んで、
答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

【語 群】

- | | |
|--------------------|--|
| ア お客様、冷めないうちにお茶を | [1. いただいでください。
2. 召しあがってください。] |
| イ こちらが、お客様が | [1. 申されました商品でございます。
2. おっしゃいました商品でございます。] |
| ウ 私は、こちらで | [1. お待ちします。
2. お待ちになります。] |
| エ どうぞ、こちらのカatalogを | [1. ご覧ください。
2. 拝見してください。] |
| オ お客様のお連れ様は、どちらに | [1. おりますか。
2. いらっしゃいますか。] |

513206 解答： 2 2 1 1 2

603503r 次のア～オは、敬語の使い方について述べたものである。正しいものには1を、
誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 「行く」の謙譲語Ⅱ(丁重語)は、「参ります」である。
- イ 「行く」の尊敬語は、「伺われる」である。
- ウ 「もらう」の謙譲語Ⅰは、「いただく」である。
- エ 「いる」の謙譲語Ⅱ(丁重語)は、「おります」である。
- オ 「来る」の尊敬語は、「お越しになる」である。

603503r 解答： 1 2 1 1 1

623501r 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、
誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 「ちょっと」の丁寧語は「少々」である。
- イ 「話す」の尊敬語は「申される」である。
- ウ 「待つ」の謙譲語Ⅰは「お待ちする」である。
- エ 「見る」の尊敬語は「拝見する」である。
- オ 「いる」の尊敬語は「おられる」である。

623501r 解答： 1 2 1 2 2

633501r 次のア～オは、敬語の使い方について述べたものである。正しいものには1を、
誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 「行く」の謙譲語Ⅱ(丁重語)は「いらっしゃる」である。
- イ 「言う」の尊敬語は「申される」である。
- ウ 「祝儀」の美化語は「ご祝儀」である。
- エ 「書く」の尊敬語は「お書きになる」である。
- オ 「聞く」の尊敬語は「承われる」である。

633501r 解答： 2 2 1 1 2

643501r 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 「もらう」の謙譲語Ⅰは「いただく」である。
- イ 「来る」の謙譲語Ⅱ(丁重語)は「いらっしゃる」である。
- ウ 「見る」の尊敬語は「拝見する」である。
- エ 「食べる」の尊敬語は「召し上がる」である。
- オ 「問う」の丁寧語は「伺います」である。

643501r 解答： 1 2 2 1 2

653501r 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 「ある」の丁寧語は「ございます」である。
- イ 「くれる」の謙譲語Ⅰは「下さる」である。
- ウ 「借りる」の謙譲語Ⅰは「拝借する」である。
- エ 「見る」の謙譲語Ⅰは「ご覧になる」である。
- オ 「尋ねる」の尊敬語は「伺われる」である。

653501r 解答： 1 2 1 2 2

663508r 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 「聞く」の謙譲語Ⅰは、「承ります」である。
- イ 「来る」の尊敬語は、「参られる」である。
- ウ 「書く」の謙譲語Ⅱ(丁重語)は、「お書きになる」である。
- エ 試着室は「あちらにございます」という接客用語は、謙譲語Ⅱである。
- オ 「いかがでしょうか」という接客用語は、謙譲語である。

663508r 解答： 1 2 2 2 2

673510r 次のア～オは、敬語について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 「する」の謙譲語Ⅱ(丁重語)は「なさる」である。
- イ 「あれ」の尊敬語は「あちら」である。
- ウ 「会う」の丁寧語は「お目にかかる」である。
- エ 「もらう」の謙譲語Ⅰは「ちょうだいする」である。
- オ 「尋ねる」の丁寧語は「うかがう」である。

673510r 解答： 2 2 2 1 2

683502r 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 「食べる」の尊敬語は、「召し上がる」である。
- イ 「見る」の尊敬語は「拝見する」、謙譲語Ⅰは「ご覧になる」である。
- ウ 会話の語尾を「ます」、「です」などとし、話し相手に対して敬意を現す言い方を丁寧語という。
- エ 「これ」の尊敬語は「こちら」である。
- オ 「わが社」の丁寧語は「御社」である。

683502r 解答： 1 2 1 2 2

693501r 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 「見る」の謙譲語Ⅰは「拝見する」である。
- イ 「知る」の尊敬語は「存じ上げる」である。
- ウ 「くれる」の丁寧語は「下さる」である。
- エ 「来る」の謙譲語Ⅱ(丁寧語)は「参ります」である。
- オ 「誰」の謙譲語Ⅱ(丁寧語)は「どなた様」である。

693501r 解答： 1 2 2 1 2

703505 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

- ア 尊敬語とは、顧客や目上の人に対して、自分の動作などをへりくだって言うことにより、相手に対する敬意を表す言い方である。
- イ 「言う」の尊敬語は、「申す」である。
- ウ 「誰」の丁寧語は、「どなた・どなた様」である。
- エ 「ちょっと」の丁寧語は、「少々」である。
- オ 相手の会社に対する尊敬語は、「弊社」である。

703505 解答： 2 2 1 1 2

713501 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

- ア 「言う」の尊敬語は「おっしゃる」である。
- イ 「くれる」の謙譲語は「いただく」である。
- ウ 「これ」の丁寧語は「こちら」である。
- エ 「見る」の尊敬語は「拝見する」である。
- オ 「聞く」の謙譲語は「聞かれる」である。

713501 解答： 1 2 1 2 2

723501 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

- ア 「行く」の尊敬語は、「いらっしゃる」である。
- イ 「する」の丁寧語は、「なさる」である。
- ウ 「来る」の謙譲語Ⅱ(丁寧語)は、「参る」である。
- エ 酒をお酒、化粧をお化粧、祝儀を御祝儀などと表現することを美化語という。
- オ 謙譲語Ⅱ(丁寧語)は、話す相手側や立てるべき人物のことについて述べる場合に使う。

723501 解答： 1 2 1 1 2

733501 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

- ア 「来られる」は「来る」の尊敬語である。
- イ 「ご覧になる」は「見る」の美化語である。
- ウ 「御祝儀」は「祝儀」の丁寧語である。
- エ 「おいしゅうございます」は「おいしい」の謙譲語Ⅱ(丁寧語)である。
- オ 「申し上げる」は「言う」の謙譲語Ⅰである。

733501 解答： 1 2 2 2 1

- 743501 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)
- ア 「この洋服を着てみますか」を尊敬語でたずねるには、「この洋服をお召しになりますか」という。
- イ 「お客様の言うとおりでです」を尊敬語で返答するには、「お客様の申し上げるとおりです」と言う。
- ウ 「この商品は明日お届けいたします」と言った場合の「いたします」は、美化語である。
- エ 「この商品は人気が高こうございます」と言うのは、丁寧語である。
- オ 「お酒を飲まれますか」と聞く場合の「お酒」は、丁寧語である。

743501 解答： 1 2 2 1 2

- 753501 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)
- ア 「届ける」を「お届けする」といった場合の「お届け」は、美化語である。
- イ 「行く」、「来る」、「いる」の尊敬語は、いずれも「いらっしゃる」である。
- ウ 「利用する」を謙譲語Ⅱ（丁重語）で言う場合、「利用いたす」である。
- エ 「化粧する」を丁寧語で言う場合、「お化粧する」である。
- オ 「言う」を尊敬語で言う場合、「おっしゃる」である。

753501 解答： 2 1 1 2 1

- 763501 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)
- ア 「読む」を謙譲語Ⅰでいうと、「お読みいただく」になる。
- イ 「重い」を丁寧語でいうと、「重うございます」になる。
- ウ 「化粧する」を美化語でいうと、「お化粧する」になる。
- エ 「もらう」を尊敬語でいうと、「頂く」になる。
- オ 「する」を謙譲語Ⅱ（丁重語）でいうと、「なさる」になる。

763501 解答： 1 1 1 2 2

- 773501 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)
- ア 「行く・来る・いる」を尊敬語でいうと、いずれも「いらっしゃる」である。
- イ 「重い」を丁寧語でいうと、「重うございます」である。
- ウ 「訪ねる・尋ねる・聞く」を謙譲語Ⅰでいうと、いずれも「伺う」である。
- エ 「会う」を謙譲語Ⅰでいうと、「お目にかかる」である。
- オ 「食べる・飲む」を尊敬語でいうと、どちらも「頂く」である。

773501 解答： 1 1 1 1 2

783501 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 「高い」を丁寧語でいうと、「たこうございます」である。
- イ 「化粧する」を美化語でいうと、「化粧します」である。
- ウ 「言う」を謙譲語Ⅱ(丁重語)でいうと、「言います」である。
- エ 「見る」を謙譲語Ⅰでいうと、「拝見する」である。
- オ 「見る」を尊敬語でいうと「ご覧になる」である。

783501 解答： 1 2 2 1 1

793501 次のア～オは、敬語の使い方について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 「行く・来る・いる」を尊敬語でいうと、「いらっしゃる」である。
- イ 「おいしい」を美化語でいうと、「おいしゅうございます」である。
- ウ 「行く・来る」を謙譲語Ⅱでいうと、「参る」である。
- エ 「訪ねる・尋ねる・聞く」を謙譲語Ⅰでいうと、「伺う」である。
- オ 「祝儀」を美化語でいうと、「御祝儀」である。

793501 解答： 1 2 1 1 1

813501 次のア～オは、敬語について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 「おいしゅうございます」は丁寧語である。
- イ 「参る」は、「行く」「来る」を意味する謙譲語Ⅱである。
- ウ 「ニュースはご覧になりましたか」は謙譲語Ⅰである。
- エ 「お召しになる」は、美化語である。
- オ 「お届けする」は丁寧語である。

813501 解答： 1 1 2 2 2

823501 次のア～オは、敬語について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 「行く」の尊敬語は、「いらっしゃる」である。
- イ 「する」の丁寧語は、「なさる」である。
- ウ 「来る」の謙譲語Ⅱ(丁重語)は、「参る」である。
- エ 謙譲語Ⅱ(丁重語)は、話す相手側や人物などを立てて述べる場合に使う。
- オ 酒をお酒、化粧をお化粧、祝儀を御祝儀などと表現することを美化語という。

823501 解答： 1 2 1 2 1

843501 次のア～オは、敬語について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 「尋ねる」の謙譲語Ⅰは、「伺う」である。
- イ 「会う」の謙譲語Ⅱは、「お目にかかる」である。
- ウ 「食べる」の丁寧語は、「召し上がる」である。
- エ 「もらう」の尊敬語は、「頂く」である。
- オ 「祝儀」の美化語は、「御祝儀」である。

843501 解答： 1 2 2 2 1

853501 次のア～オは、敬語の基本について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 「聞く」の謙譲語Ⅰは、「伺う」である。
- イ 「来る」の尊敬語は、「参られる」である。
- ウ 「言う」の謙譲語Ⅱは、「おっしゃる」である。
- エ 「少々重うございます」という接客用語は、謙譲語Ⅱである。
- オ 「いかがでしょうか」という接客用語は、丁寧語である。

853501 解答： 1 2 2 2 1

873501 次の文章は、敬語の基本について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 「いらっしゃる」は、「行く」・「来る」・「いる」の尊敬語である。
- イ 「参る」は、「行く」・「来る」の謙譲語Ⅱである。
- ウ 「お目にかかる」は、「会う」の丁寧語である。
- エ 「伺う」は、「訪ねる」・「尋ねる」・「聞く」の謙譲語Ⅰである。
- オ 美化語は、自分の行為などを、話や文章の相手などに対して丁重に述べる敬語である。

873501 解答： 1 1 2 1 2

503205 次のア～オの事項は、顧客に対する販売員の会話であるが、敬語の使い方が正しいものには1を、

誤っているものには2を、解答用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 「お客様、明日はどちらに参られますか。」
- イ 「担当のものは、〇〇と申します。」
- ウ 「お客様は、AとBのどちらにいたしますか。」
- エ 「どうぞ、お茶をいただきくださいませ。」
- オ 「こちらから、ご連絡を差し上げます。」

503205 解答： 2 1 2 2 1

483206 次のア～オの事項は顧客に対する販売員の会話であるが、敬語の使い方が正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 「それでは、私が会場までご案内いたします。」
- イ 「こちらが、先ほどお客様が申された商品でございます。」
- ウ 「おそれいりますが、こちらの伝票にご住所とお名前をお書きしてください。」
- エ 「もう少々お待ちいただけないでしょうか。」
- オ 「お連れ様はどちらにおりますでしょうか。」

483206 解答： 1 2 2 1 2

523206 次は、お客様に対する言葉遣いについて述べたものであるが、正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 私が、カウンターまでご案内します。
- イ お客様は、どのようにいたしますか。
- ウ 恐れ入りますが、あちらの受付で伺ってください。
- エ どうぞ、こちらでお待ちください。
- オ お連れ様は、何時頃にお見えになりますか。

523206 解答： 2 2 2 1 1

- 633310 次のア～オは、レジでの正しい接客話法について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)
- ア 顧客を待たせたときは、「おまちどうさまでした」という。
- イ 精算時において顧客に細かい金銭の持ち合わせを尋ねるときは、「〇〇円ございますか」という。
- ウ 顧客から金銭を受け取る時は、「〇〇円からお預かりいたします」という
- エ 商品の売価を確認するため、レジを離れるときは、顧客に「恐れ入りますが、少々お待ちください」という。
- オ 順番の列に並ばない顧客には、「申し訳ありませんが、皆さんお並びになっていますので…」

633310 解答： 2 2 2 1 2

- 683310 次のア～オは、接客時における販売員の正しい言葉づかいについて述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)
- ア 顧客に待ってもらう時には、「恐れ入りますが、少々お待ち下さい」と声をかける。
- イ 顧客の希望する商品を探して持ってきた時には、「こちらがお探しの商品になります」と伝える。
- ウ 買い上げ商品を確認する時には、「こちらでよろしかったでしょうか」と確認を促す。
- エ 代金を受け取る時には、「1万円からお預かりいたします」と預かり金額の確認をする。
- オ 列に並ばない顧客には、「恐れ入りますが、こちらにお並びいただけますでしょうか」と声をかける。

683310 解答： 1 2 2 2 1

- 593310 次のア～オは、接客話法に関する事項である。最も関係の深い文章を、右側から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)
- ア 顧客が商品をさがしているとき。 1. 「こちらでよろしいでしょうか。」
- イ 名前をお伺いするとき。 2. 「いま行きます。」
- ウ 他の作業中に、商品を見ている顧客に呼ばれたとき。 3. 「どうぞこちらにお越しく下さい。」
- エ 買上商品を確認するとき。 4. 「お気に召すものはございますでしょうか。」
- オ 別の場所で発送先の住所を記載してもらうとき。 5. 「これでいいですか。」
6. 「恐れ入りますが…」とってからたずねる。
7. 「ただいま、参ります。」

593310 解答： 4 6 7 1 3

2 クレームや返品への対応

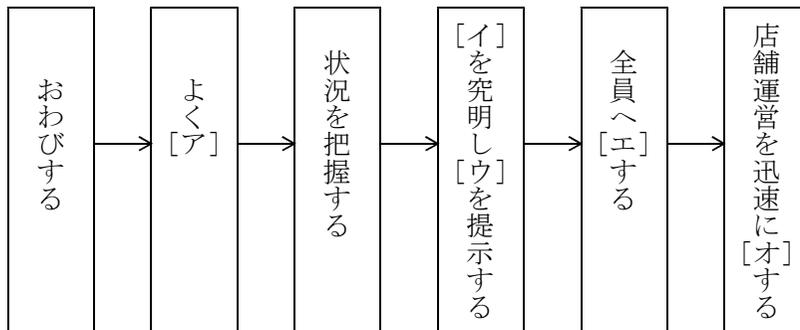
322404 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
 答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

苦情とは、販売員の顧客に対する接客や購入商品などに関する顧客の〔ア〕が表面化したものであり、小売店にとっては〔イ〕でもある。苦情の中には、店側の〔ウ〕で生じるものと顧客の誤解や考え方の相違から生じるものがある。一般的に、苦情は処理するものと思いがちだが、苦情を経営にフィードバックすることにより、初めて苦情が〔エ〕されたといえる。さらに、その結果を顧客に報告することにより、二度と同じようなミス
 を犯さない経営ノウハウが身につく、顧客の〔オ〕を取り戻すことができる。

- 【語群】 1. 平等 5. 犠牲 9. ミス
 2. 活用 6. 不満 10. セリングポイント
 3. クロージング 7. 公平
 4. ウィークポイント 8. 信頼

322404 解答： 6 4 9 2 8

583501r 次の図は、一般的なクレーム対応の手順を示したものである。図中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)



- 【語群】 1. 対応方法 5. 黙る 9. 限度額
 2. 安全確保 6. 聴く 10. 改善
 3. 原価 7. 売買契約
 4. 販売促進 8. フィードバック

583501r 解答： 6 3 1 8 10

613505r 次の文は、返品対応の一般的手順について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

- ① 不快な思いをおかけしたことをおわびする。
- ② 途中でさえぎったり、〔ア〕したり、否定したりしないで、顧客の話を最後まで誠実によく聞く。事実を確認し、自店の基準や〔イ〕に合った返品理由かを判断する。
- ③ 指摘されたことに 対して〔ウ〕の意を述べる。
- ④ 交換や〔エ〕など、顧客に納得していただける適切な対応方法を速やかに提示する。
- ⑤ 返品の原因と〔オ〕を全員で検討し、実施する。

- 【語群】 1. ミス 5. 再発防止策 9. 基準
 2. 言い訳 6. 不満 10. 接客
 3. 盗難防止策 7. 返金
 4. 感謝 8. 固定客化

613505r： 2 9 4 7 5

663507r 次の文章は、返品対応の一般的手順について述べている。

文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

- ① 不快な思いをおかけしたことをお詫びする。
- ② 途中でさえぎったり、言い訳したり、〔ア〕したりしないで、顧客の話最後まで誠実によく聞く。〔イ〕を確認し、自店の基準に合っているかを判断する。
- ③ 指摘されたことに対して〔ウ〕の言葉を述べる。
- ④ 顧客に〔エ〕してもらえる方法を考え提示する。
- ⑤ 同様なことが生じないように、従業員全員で〔オ〕を考える。

【語群】

1. 身だしなみ	5. 再発防止策	9. 不	満
2. 感謝	6. 納得	10. 事	実
3. ライフスタイル	7. 権利		
4. 否定	8. 推奨		

663507r 解答： 4 10 2 6 5

713503 次のア～オは、販売員の接客マナーについて述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

- ア 販売員が顧客に対して提供する「おもてなしの精神」はホスピタリティと呼ばれている。
- イ 返品対応の標準的な手順は、まず自社（自店）の返品受け入れ基準や法基準を確認してから、お詫びすることである。
- ウ 顧客からのクレームや返品に対応する場合、そのために作成された販売日報にもとづいて対処する。
- エ 顧客側の錯誤による返品発生原因には、顧客の知識不足や思い込みなどがある。
- オ 15度のお辞儀を敬礼、30度のお辞儀を会釈、45度のお辞儀を最敬礼という。

713503 解答： 1 2 2 1 2

833504 次のア～オは、販売員の接客と返品対応について述べている。

正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の
所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 販売員が心をこめて顧客を接待するおもてなしの精神を、ホスピタリティと呼ぶ。
- イ 15度のお辞儀を普通礼、30度のお辞儀を会釈、45度のお辞儀を最敬礼という。
- ウ 返品対応にそなえて、返品対応マニュアルをしっかりと読むとともに、職場の仲間とロールプレイングを行うなど、いざというときに冷静に対応ができるようにしておくことが重要である。
- エ 顧客からのクレームや返品に対応する場合、そのために作成された販売日報にもとづいて対処する。
- オ 顧客側による返品発生原因には、顧客の勘違いや思い込みなどがある。

833504 解答： 1 2 1 2 1

販売士3級 演習問題2021

<販売・経営管理> 第4章 店舗管理の基本

1 金券類の扱いと金銭管理の基本知識

673505 次のア～オは、金券類の取扱いと金銭管理について述べている。
正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 金券とは、現金や小切手のことを指し、商品券、文具券、ギフト券は金券には含まれない。
- イ 小売店が代金を商品券で受け取った場合、その商品券を銀行で現金に換金することができる。
- ウ 小売店が代金を小切手で受け取った場合、その小切手を発行した銀行に限らず自店の取引銀行で入金処理ができる。
- エ 顧客が小売店への支払いをクレジット会社のカードで済ませた場合、商品代金はそのクレジット会社から、後日、小売店に支払われる。
- オ 顧客が小売店への支払いをデビットカードで済ませようとした場合、小売店は直ちに顧客が提示したカード発行元の銀行預金口座からの引き落としの可否が確認できる。

673505 解答： 2 2 1 1 1

763504 次のア～オは、代金支払い方法について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 金券には、小切手や各種商品券のほか、現金も含まれる。
- イ 小切手は、その小切手を発券した銀行以外では、現金化することはできない。
- ウ 銀行に入金手続きをしても、支払い不能のため決済できない小切手のことを不渡り小切手という。
- エ 事業者がデビットカードで代金の支払いを受けた場合、その代金が現金化されるまでには2営業日ほどの期間を要する。
- オ チャージ不要で支払いは利用後というタイプの電子マネーをプリペイド型電子マネーという。

763504 解答： 1 2 1 2 2

803503 次のア～オは、金銭管理の基本知識について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 金券の種類には、現金、小切手、商品券、ギフト券などがある。
- イ 顧客が小売店の支払をデビットカードで済ませた場合、直ちに顧客が提示したカードの銀行口座から引き落としの手続きが行われる。
- ウ 顧客が小売店の支払をクレジットカードで済ませた場合、小売店は直ちにクレジット会社から代金を受け取ることができる。
- エ 小切手で代金支払いする顧客は、事前に銀行で普通預金口座を開設しておくことが条件である。
- オ 電子マネーは、現金を使用せずに電子的なデータのやり取りだけで商品代金の支払いを行う電子決済の一種である。

803503 解答： 1 1 2 2 1

603508 次の文は、小切手の取り扱いについて述べたものである。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

顧客から小切手で代金の支払いを受ける場合は、〔ア〕の署名と〔イ〕があるか、金額が正しいかなどを確認する。受け取った小切手を銀行に出すと、〔ウ〕を経由して振り出した元の銀行に渡される。その際、小切手のアの口座が〔エ〕となっているときは、支払い不能となり、〔オ〕小切手となる。

- 【語群】
- | | | |
|----------|--------------|-------------|
| 1. 受 取 人 | 5. 残 高 不 足 | 9. 捺 印 |
| 2. 現 金 | 6. 手 形 交 換 所 | 10. 定 額 預 金 |
| 3. 不 渡 り | 7. 振 出 人 | |
| 4. 線 引 き | 8. 日 本 銀 行 | |

603508 解答： 7 9 6 5 3

663504 次のア～オは、顧客が小売店頭で代金を支払う際の決済方法について述べている。最も関係の深いものを、右側の語群から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

【語群】

- | | |
|---|--------------|
| ア 顧客から受け取った証券を、自店の取引銀行で入金処理すると、後日その顧客の当座預金口座から代金分の金額が引き落とされる。 | 1. 手 形 |
| イ 顧客から受け取った証券を、その証券を発行する会社や団体に引き渡すことで、証券が現金化される。 | 2. プリペイドカード |
| ウ 顧客が支払いの際にカードを提示すると、即時に顧客の銀行口座の残高が不足していないか照会され、不足していなければ、その口座から代金分の金額が引き落とされる。 | 3. 商 品 券 |
| エ 顧客が支払いの際にICカードを提示すると、顧客が事前にそのICカードにチャージした残高から代金分の金額が差し引かれる。 | 4. ク ー ポ ン 券 |
| オ 顧客が支払いの際に磁気式カードを提示すると、その磁気式カードの残高から代金分の金額が差し引かれる。 | 5. 小 切 手 |
| | 6. 電 子 マ ネ ー |
| | 7. デビットカード |

663504 解答： 1 5 7 6 2

723504 次のア～オは、クレジットカードやデビットカード、電子マネーについて述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

- ア 消費者が小売店でクレジットカードを利用した場合、後日、代金から手数料分を引いた金額がクレジット会社から小売店に支払われ、クレジット会社は消費者の金融機関の口座から代金を回収する。
- イ 消費者が小売店でデビットカードを利用した場合、即時、消費者の金融機関の口座から代金が引き落とされる。
- ウ デビットカードは、貨幣価値を事前にチャージすることで繰り返し利用できる。
- エ 電子マネーの種類には、貨幣価値を事前にチャージして利用するポストペイ型や、チャージが不要で後払いが可能なプリペイド型などがある。
- オ クレジットの機能と一体となった電子マネーは、利用者自身が後払い方式か前払い方式かを選択して利用できる。

723504 解答： 1 1 2 2 1

853506 次のア～オは、金銭管理の基本について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

ア 小売店が代金を商品券で受け取った場合に、その商品券を銀行で現金に換金することができる。

イ 小切手を銀行に支払い請求するための呈示期間は、振出日の翌日から10日間である。

ウ 顧客が小売店への支払いをクレジット会社のカードで済ませようとした場合、商品代金はそのクレジット会社から、後日、小売店に支払われる。

エ 顧客が小売店への支払いをデビットカードで済ませようとした場合、小売店は直ちに顧客が提示したカード発行元の銀行預金口座からの引き落としの可否を確認できる。

オ キャッシュレス決済方法として、電子マネーやクレジットカードなどがある。

853506 解答： 2 1 1 1 1

2 万引き防止対策の基本知識

593510 次の文章は、店舗での商品のロスについて述べたものである。

文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

店頭でのロスが多くなることは、小売業の〔ア〕の低下に直接つながる。

小売店内において発生する商品のロスは、〔イ〕による販売チャンスロス、売れ残りによる〔ウ〕、〔エ〕によるロス、などに大別できる。その中でも、エは、年々悪質化しており、小売業は〔オ〕の導入などの対策が求められている。

- 【語群】
- | | | |
|---------|---------------|---------|
| 1. 廃棄ロス | 5. POSシステム | 9. 適正在庫 |
| 2. フェイス | 6. 販促費 | 10. 利益率 |
| 3. 万引き | 7. 残高不一致 | |
| 4. 欠品 | 8. セキュリティシステム | |

593510 解答： 10 4 1 3 8

683505 次の文章は、小売店内で発生する商品ロスについて述べている。

文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

小売店内において発生する商品ロスには、〔ア〕による販売チャンスロス、〔イ〕による廃棄ロス、〔ウ〕によるロスなどがある。中でも、ウによるロスは、最近の犯罪件数の増加と共に悪質化している。

小売店内で〔エ〕が高くなることは、〔オ〕の減少に直接つながる。

- 【語群】
- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1. 欠品 | 5. 防犯 | 9. ロス率 |
| 2. 人件費 | 6. 万引き | 10. 利益率 |
| 3. 値入率 | 7. 売れ筋商品 | |
| 4. 売れ残り | 8. 適正在庫 | |

683505 解答： 1 4 6 9 10

653509 次の文章は、小売業で発生する商品ロスについて述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

小売店内において発生する商品のロスには、万引きによるロス、〔ア〕による販売チャンスロス、売れ残りによる〔イ〕などがある。

小売店内でのロス率が高くなることは、小売業にとって〔ウ〕の低下に直接影響することであり、万引き防止対策を施すことや、アが発生しないように〔エ〕を確保すること、品ぞろえから死に筋商品を的確に〔オ〕することなどにより、ロス率を低減することが課題である。

- 【語群】
- | | | |
|-----------|--------------|----------|
| 1. カット | 5. ロス・マネジメント | 9. 防犯 |
| 2. 廃棄ロス | 6. 欠品 | 10. 適正在庫 |
| 3. 来店客数 | 7. 販売管理費 | |
| 4. ディ스플레이 | 8. 利益 | |

653509 解答： 6 2 8 10 1

743506 次の文章は、小売業の売場で発生するロスとその低減策について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

小売業の売場において発生するロスには、〔ア〕による販売機会ロス、〔イ〕による廃棄ロス、万引きによるロスなどがある。

販売機会ロスを低減するためには、店頭でのアを減らすことのほか、〔ウ〕をしっかりと品ぞろえする。廃棄ロスを低減するためには、過剰在庫にならないように注意し、定番商品の〔エ〕を維持する。

また、万引きロスを低減するためには、声かけの励行や陳列商品の整理整頓、〔オ〕のない売場づくりをする。

- | | | | |
|------|---------|-----------|----------|
| 【語群】 | 1. 棚卸し | 5. 売れ筋商品 | 9. 適正在庫 |
| | 2. 欠品 | 6. フェイシング | 10. 高額商品 |
| | 3. クリネス | 7. 売れ残り | |
| | 4. 死角 | 8. バックヤード | |

743506 解答： 2 7 5 9 4

583510 次の文は、小売店舗における万引き防止対策について述べたものである。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

万引き防止対策の第一のポイントは、顧客の顔を見て笑顔で〔ア〕を行うことである。明るい雰囲気の小売店では、万引きをしにくいものである。

第二のポイントは、きれいな売場を〔イ〕することである。たとえば、商品棚の商品が〔ウ〕だったり、商品がほこりをかぶっていたりすると、顧客は管理が行き届いていないと感じ、万引きを誘引しやすくなる。

第三のポイントは、売場に〔エ〕をつくらないことである。したがって、レイアウトや〔オ〕の高さを工夫し、どこでも見渡せるようにしておくことが大切である。

- | | | | |
|------|------------|-------|---------|
| 【語群】 | 1. 什器 | 5. 景色 | 9. 化粧品 |
| | 2. 死角 | 6. 雑 | 10. トイレ |
| | 3. 声かけ | 7. レジ | |
| | 4. プライスカード | 8. 維持 | |

583510 解答： 3 8 6 2 1

663505 次の文章は、万引き防止対策について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

万引き防止対策には、以下のような方法がある。

- ・店内で挙動不審の人をみかけたら、相手の顔をみながら笑顔で「いらっしゃいませ」、「何をおさがしですか」などと〔ア〕する。
- ・売場のレイアウトに〔イ〕をつくらないように、〔ウ〕から目が届かない場所では〔エ〕を低くするなどして見通しをよくする。
- ・防犯監視カメラの設置や、商品に取り付けた〔オ〕を店舗出口で感知するゲートを設ける。

- | | | | |
|------|------------|-----------|---------|
| 【語群】 | 1. ショーウインド | 5. クロージング | 9. 天井 |
| | 2. 声かけ | 6. 顧客 | 10. 販売員 |
| | 3. ICタグ | 7. 死角 | |
| | 4. 電子棚札 | 8. ゴンドラ | |

663505 解答： 2 7 10 8 3

633508 次の文章は、万引きロスの防止対策について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

小売店において発生する各種ロスのうち、万引きによるロスは最近の犯罪件数の増加とともに悪質化しており、その対策が急務とされている。

たとえば、売場づくりでは、レイアウトの設計段階で〔ア〕をつくらない工夫や見通しのよい〔イ〕を設ける、そして万引きされやすい商品を〔ウ〕の周囲にディスプレイするなどの策を講じる必要がある。

また、〔エ〕の設置による売場監視システムや次世代バーコードと呼ばれる〔オ〕などのセキュリティシステムの導入も検討すべきである。

- 【語 群】
- | | | |
|------------|-----------|--------|
| 1. デビットカード | 5. ファサード | 9. カメラ |
| 2. E O S | 6. 通路 | 10. 柱 |
| 3. I C タグ | 7. レジ | |
| 4. 死角 | 8. 保管スペース | |

633508 解答： 4 6 7 9 3

713507 次の文章は、万引き防止のセキュリティシステムについて述べている。

文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(12.5点)

万引き防止などを目的としたセキュリティシステムには、〔ア〕や〔イ〕などがある。アは売場全体のセキュリティを目的として導入されているが、ダミーのアを設置したり、〔ウ〕を利用することでも、〔エ〕に万引きを防止することができる。

また、イは〔オ〕を応用したもので、非常に小さいので商品に取り付けて、無線で交信することによって万引きを防止することができる。

- 【語 群】
- | | | |
|-----------|---------------|------------|
| 1. ミラー | 5. ライティングシステム | 9. POSシステム |
| 2. 理想的 | 6. 心理的 | 10. レジスター |
| 3. 監視カメラ | 7. プライスカード | |
| 4. RFID技術 | 8. I C タグ | |

713507 解答： 3 8 1 6 4

833506 次の文章は、万引防止策について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

万引防止などを目的としたセキュリティシステムには、〔ア〕や〔イ〕などがある。アは売場全体のセキュリティを目的として導入されているが、ダミーのアを設置したり、〔ウ〕を利用することでも、〔エ〕に万引を防止することができる。

また、イは〔オ〕技術を応用したもので、非常に小さいので商品に取り付けて、無線で交信することによって万引を防止することができる。

【語 群】

- | | | | |
|-------------|----------|---------|------------|
| ア 1.警備員 | 2.A T M | 3.監視カメラ | 4.S S M |
| イ 1.POSシステム | 2.I C タグ | 3.E O S | 4.I S M |
| ウ 1.ミラー | 2.マグネット | 3.レジスター | 4.ショーウィンドウ |
| エ 1.有機的 | 2.心理的 | 3.論理的 | 4.倫理的 |
| オ 1.C C P | 2.P S E | 3.P L U | 4.R F I D |

833506 解答： 3 2 1 2 4

693507 次のア～オは、商品のロスについて述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 商品のロス率が低くなると、利益率も低下する。
- イ 万引きによるロスは、廃棄ロス的一种である。
- ウ 死に筋商品の在庫が増えると、商品ロスは減少する。
- エ 売れ筋商品の適正在庫数を維持することによって、販売チャンスロスは減少する。
- オ 店頭欠品率を低下させることによって、販売チャンスロスは減少する。

693507 解答： 2 2 2 1 1

623510 次のア～オは、小売業におけるロス率や万引き防止について述べている。正しいものに1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 小売店内における万引きの増加は、ロス率を増加させる原因の一つである。
- イ ロス率の増加は、小売業の利益率を増加させる。
- ウ 万引きの防止には、「いらっしゃいませ」、「何かお探ですか」などと積極的に声をかけることが有効である。
- エ 売場づくりの点では、通路を広くして陳列を低くすると、万引き防止効果がある。
- オ 雑然とした売場のほうが整然とした売場よりも、万引きされにくい。

623510 解答： 1 2 1 1 2

803502 次のア～オは、商品ロスについて述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 商品のロス率が低くなると、利益率も低下する。
- イ 販売チャンスロスを改善するためには、売場欠品率を低下させるなどの対策を講じる。
- ウ 万引き防止に用いられるICタグは、RFID技術を応用したものである。
- エ 売場のレイアウトにおいて、デッドスペースをなくすことによって、万引き防止対策になる。
- オ 死に筋商品が増えると、ロス率は低下する。

803502 解答： 2 1 1 1 2

613510 次のア～オは、店舗管理の基本的事項について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 小売店が顧客から商品の代金として小切手を受け入れる場合は、その小切手に記載されている銀行に限って入金処理をすることができる。
- イ 小売店が顧客から商品の代金として商品券を受け取った場合は、その商品券を発行した企業や団体に持参することによって換金することができる。
- ウ ストア・セキュリティ技術の一環として注目されている次世代バーコードのICタグは、ごま粒大のICチップとアンテナからなる超小型装置で、無線自動識別(RFID)技術を応用したものである。
- エ 一般に対面販売を中心とする専門店よりもセルフサービスを中心とするドラッグストアの方が万引き発生率が高い。
- オ 小売店が顧客から商品の代金としてデビットカードによる支払いを受け入れる場合は、速やかにそのカードを取り扱うクレジット会社へ信用照会し、問題のない場合に限って商品の売買契約を行う。

613510 解答： 2 1 1 1 2

3 衛生管理の基本知識

623509 次の文章は、食品の安全確保や衛生管理について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

企業が食品に関する事故を起こすと、行政指導や刑罰を受けるだけでなく、〔ア〕を失うことになる。

食品の事故で最も危険なのは、顧客が〔イ〕を起こすことである。イを防止するための3原則としては、「細菌を〔ウ〕、細菌を増やさない、細菌を殺す」があげられる。

また、売場での商品管理面では、古い商品が陳列棚の手前にくるように〔エ〕を徹底することや、日付の管理、冷凍・冷蔵ショーケースの〔オ〕や清掃を徹底することなどが不可欠である。

- 【語群】
- | | | |
|-----------|---------|---------|
| 1. 顧客満足 | 5. 訴訟 | 9. 温度管理 |
| 2. 棚卸 | 6. 加熱する | 10. 食中毒 |
| 3. 社会的信用 | 7. 照明管理 | |
| 4. 先入れ先出し | 8. つけない | |

623509 解答： 3 10 8 4 9

843504 次の文章は、食品衛生管理の基本知識について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

- ・従来の衛生管理は主に〔ア〕の段階で対策がとられていたが、HACCP（ハサップ）による工程管理では、原材料受入れからアまでの重要管理点で行われる。また、各工程上の作業については、〔イ〕として文書化し、誰が作業する場合でも間違わないようにする。
- ・細菌性食中毒の予防手段として、「細菌性食中毒予防の3原則」がある。細菌性食中毒予防の3原則は、①手・指・器具類の洗浄や消毒を行い「細菌を〔ウ〕」こと、②食品を常温に長時間放置せず、冷蔵庫に保管するなどして「細菌を〔エ〕」こと、そして、③調理器具は洗浄した後、熱湯や塩素剤で消毒するなどして「細菌を〔オ〕」ことである。

【語群】

- | | | | |
|-------------|---------------|---------|---------|
| ア 1.入荷 | 2.調合 | 3.保管 | 4.出荷 |
| イ 1.標準作業手順書 | 2.安全確認チェックシート | 3.取扱説明書 | 4.工程管理表 |
| ウ 1.うつつさない | 2.殺す | 3.つけない | 4.増やさない |
| エ 1.うつつさない | 2.殺す | 3.つけない | 4.増やさない |
| オ 1.うつつさない | 2.殺す | 3.つけない | 4.増やさない |

843504 解答： 4 1 3 4 2

733507 次の文章は、食品の衛生管理について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(12.5点)

従来、食品製造の現場における製品の安全性確認は、主に〔ア〕によって行われていたもので、不良製品が出荷される可能性があった。

これに対して〔イ〕方式では、〔ウ〕の段階から、出荷までの全工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止するための〔エ〕を特定する。そして、その部分を継続的に〔オ〕し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決することによって、不良製品の出荷を未然に防ぐことができる。

- 【語群】
- | | | |
|-------------|--------------|---------------|
| 1. トレーサビリティ | 5. C O D E X | 9. H A C C P |
| 2. モニタリング | 6. 補 充 点 | 10. 重 要 管 理 点 |
| 3. 原 材 料 | 7. 包 装 容 器 | |
| 4. 全 量 検 査 | 8. 抜 取 り 検 査 | |

733507 解答： 8 9 3 10 2

753507r 次の文章は、食品表示法による生鮮食品の品質表示基準について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

生鮮食品の販売業者は名称と〔ア〕を表示しなければならない。

アについて、国産品の場合、〔イ〕は都道府県名を、〔ウ〕は国産である旨を、水産物は漁獲された水域名または地域名を、〔エ〕の場合は、いずれの品目も原産国名を表示する。

また、水産物の表示に関しては、そのほかに解凍、〔オ〕したものには、その旨を表示することが義務づけられている。

- 【語群】
- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1. 冷 凍 | 5. 輸 入 品 | 9. 原 産 地 |
| 2. 農 産 物 | 6. 保 存 食 品 | 10. 畜 産 物 |
| 3. 加 工 地 | 7. 養 殖 | |
| 4. 冷 凍 食 品 | 8. 輸 入 品 | |

753507r 解答： 9 2 10 5 7

823506 次の文章は、トレーサビリティについて述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

トレーサビリティ制度とは、商品の生産や加工、流通の〔ア〕を広く消費者に対して〔イ〕することであり、日本では〔ウ〕を中心としてトレーサビリティ制度の構築が進んでいる。

特に〔エ〕については、BSE問題や〔オ〕の偽装表示問題が多発したことなどを背景として、法令によってトレーサビリティの実現が義務づけられている。

- 【語群】
- | | | | |
|-------------|---------|---------|-----------|
| ア 1.機 能 | 2.履 歴 | 3.コ ス ト | 4.構 造 |
| イ 1.販 売 | 2.教 育 | 3.宣 伝 | 4.開 示 |
| ウ 1.食 料 品 | 2.化 粧 品 | 3.洗 剤 | 4.肥 料 |
| エ 1.豚 肉 | 2.鶏 肉 | 3.牛 肉 | 4.肥 料 |
| オ 1.消 費 期 限 | 2.原 産 地 | 3.製 造 者 | 4.販 売 価 格 |

823506 解答： 2 4 1 3 2

673506 次の文章は、トレーサビリティについて述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

トレーサビリティとは、商品の生産や加工、流通の〔ア〕を広く〔イ〕に対して開示することであり、日本では〔ウ〕を中心としてトレーサビリティの構築が進んでいる。

特に〔エ〕については、BSE問題や〔オ〕問題が多発したことなどを背景として、法令によってトレーサビリティの実施が義務づけられている。

- 【語群】
- | | | | |
|------------|-------------|-------|---|
| 1. 原産地偽装表示 | 5. 消費期限偽装表示 | 9. 牛 | 肉 |
| 2. 履歴 | 6. 原材料 | 10. 鶏 | 肉 |
| 3. 小売業 | 7. 家畜飼料 | | |
| 4. 食料品 | 8. 消費者 | | |

673506 解答： 2 8 4 9 1

583509r 次のア～オは、衛生管理について述べたものである。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

ア 食品事業者が、食品の事故を起こした場合、社会的責任だけでなく、行政上の責任、民事上の責任、刑事上の責任を取らねばならない。

イ 食品の鮮度を保つため、常に先入れ後出しを徹底する。

ウ 食中毒防止の3原則は、細菌をつけない、細菌を増やさない、細菌を殺すことである。

エ HACCPによる衛生管理は、食品の安全性について危害を予測し、その危害を管理することができる工程を重要管理点として特定して、危害の発生を予防し、製品の安全確保をはかるものである。

オ トレーサビリティは、「食品が、いつ、誰に、どこで、どうやって製造され、どのような流通経路にのせられて、店頭に並んだのか」を、広く消費者に開示するものである。

583509r 解答： 1 2 1 1 1

703504 次のア～オは、食品の衛生管理について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

ア 食中毒防止の3原則は、細菌をつけない、細菌を増やさない、細菌を殺すことである。

イ 先入れ先出しを徹底して、後から仕入れた商品を手前に陳列して販売する。

ウ 食品を加工する場において、製造から出荷までのすべての工程で、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法をトレーサビリティという。

エ 食の安全と安心を守るための法律としては、農林物質の品質表示に関わるJIS法がある。

オ 劣化速度が速い食品には「消費期限」を、劣化速度が比較的遅い食品には「賞味期限」を表示する。

703504 解答： 1 2 2 2 1

763506 次のア～オは、食品の衛生管理について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

ア 食中毒防止の3原則とは、細菌をつけない、細菌を増やさない、細菌を殺す、の3つである。

イ 店頭における商品管理は、陳列時に先入れ・先出しをすることが重要である。

ウ 加工食品に関して、その原料から製造・加工工程全般にわたって問題点をリストアップし、処理方法を明確にしたものをRFIDという。

エ 商品に有機農産物の表示をするためには、有機食品のEマークを取得しなければならない。

オ ミールソリューションとは、食品の生産履歴の開示を意味するもので、その原材料がどこで採られて、どのように加工されたかまでを広く消費者に知らせるものである。

763506 解答： 1 1 2 2 2

803504 次のア～オは、店舗管理の基本について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

ア 食中毒を起こさないための3原則は、細菌をつけない、細菌を増やさない、細菌を殺す、の3つである。

イ HACCPは、アメリカのNASAが宇宙船の中で食べる宇宙食の衛生管理のために培ったノウハウがベースとなったものである。

ウ トレーサビリティとは、生鮮食品の品質表示基準のことである。

エ 路面店の場合、店舗の建物をセットバックすると、フロントスペースにゆとりが生まれる。

オ 屋外看板には、ハンガー看板、エプロン看板などがある。

803504 解答： 1 1 2 1 2

873506 次のア～オは、衛生管理の基本知識について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

ア 細菌性食中毒防止の3原則とは、「細菌をつけない」、「細菌を増やさない」、「細菌を殺す」である。

イ 食品の売場における商品管理の留意点の一つは、棚に新しい商品を補充する際、残っていた商品を棚の前から後方へ押し込むようにディスプレイする先入れ先出し陳列を徹底することである。

ウ 衛生管理システムの一つである「HACCP (ハサップ)」は、加工食品に関して、その原料から製造・加工工程全般にわたって問題点をリストアップし、処理方法を明確にするものである。

エ 食品表示法は、JAS法、食品衛生法、健康増進法の3つの法律で規定されていた食品の表示義務を一元化した法律である。

オ 食品のトレーサビリティとは、食品が、いつ、誰によって、どこで、どうやって製造され、どういう流通経路にのせられて、売場に並んだのかを、広く消費者に開示することを意味する用語である。

873506 解答： 1 2 1 1 1

833505 次のア～オは、衛生管理の基本について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 食品表示法は、従来のJAS法、食品衛生法、健康増進法で規定されていた食品の表示義務を一元化した法律である。
- イ 食中毒を起こさないために細菌の取り扱いについて気をつけることは、「つけない、増やさない、殺す」の3つの原則である。
- ウ HACCP（ハサップ）は宇宙食の衛生管理のためにアメリカのNASAが培ったノウハウをベースとしている。
- エ すべての生鮮食品には、食品の期限表示として、「賞味期限」または、「消費期限」が記載されている。
- オ 賞味期限は、劣化が速い食品の食用可能期限を示している。

833505 解答： 1 1 1 2 2

663506r 次のア～オは、食品表示法にもとづく生鮮食品の品質表示について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 農産物の原産地は、国産品については都道府県名を、輸入品については原産国名を記載する。
- イ 畜産物の原産地は、国産品については国産である旨を、輸入品については原産国名を記載する。
- ウ 水産物の原産地は、国産品については漁獲された水域名または生産（養殖）された地域名を記載し、輸入品については原産国名を記載する。
- エ 解凍または養殖の水産物については、その旨を記載しなければならない。
- オ 生鮮食品として規定された農産物・畜産物・水産物は、原産地のほか賞味期限と保存方法を記載しなければならない。

663506r 解答： 1 1 2 1 2

783506 次のア～オは、食に関する法制度と衛生管理について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 日本における遺伝子組換え食品の表示制度は、国際食品規格委員会（コーデックス委員会）の認定制度に準じている。
- イ 賞味期限とは、おいしく食べることができる期限であり、この期限を過ぎても、食べられなくなるとは限らない。
- ウ サンドイッチには消費期限が表示され、カップめんには賞味期限が表示される。
- エ HACCP（ハサップ）による衛生管理は、農産物に関して、生産工程全般にわたった問題点をリストアップし、処理方法などを明確にしたものである。
- オ 食品のトレーサビリティとは、食品の名称、アレルゲンなどを広く消費者に開示するものである。

783506 解答： 2 1 1 2 2

623505 次のア～オについて、最も関係の深いものを、右側の語群から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

- ア 小売店の売場で、短くわかりやすい表現で、商品の
特徴などを顧客に訴求する。
- イ インターネット上で、契約や商品の売買、決済など
の商取引を行う。
- ウ 国際規格に則って、企業が、事業活動に伴う環境負
荷を把握し、環境に関する経営方針や目標を掲げ、実
施体制の責任を明確化する。
- エ 小売店の売場における売れ筋商品や死に筋商品など
の情報を収集し、分析することで、販売機会のロスや
過剰在庫を防ぐ。
- オ 食品の製造・加工過程において、衛生や安全上の問
題点をリストアップして管理することで、危害の発生
を予防する。

【語 群】

1. S K U
2. P O P 広 告
3. I C タ グ
4. E C
5. P O S シ ス テ ム
6. I S O 1 4 0 0 0 シ リ ー ズ
7. H A C C P

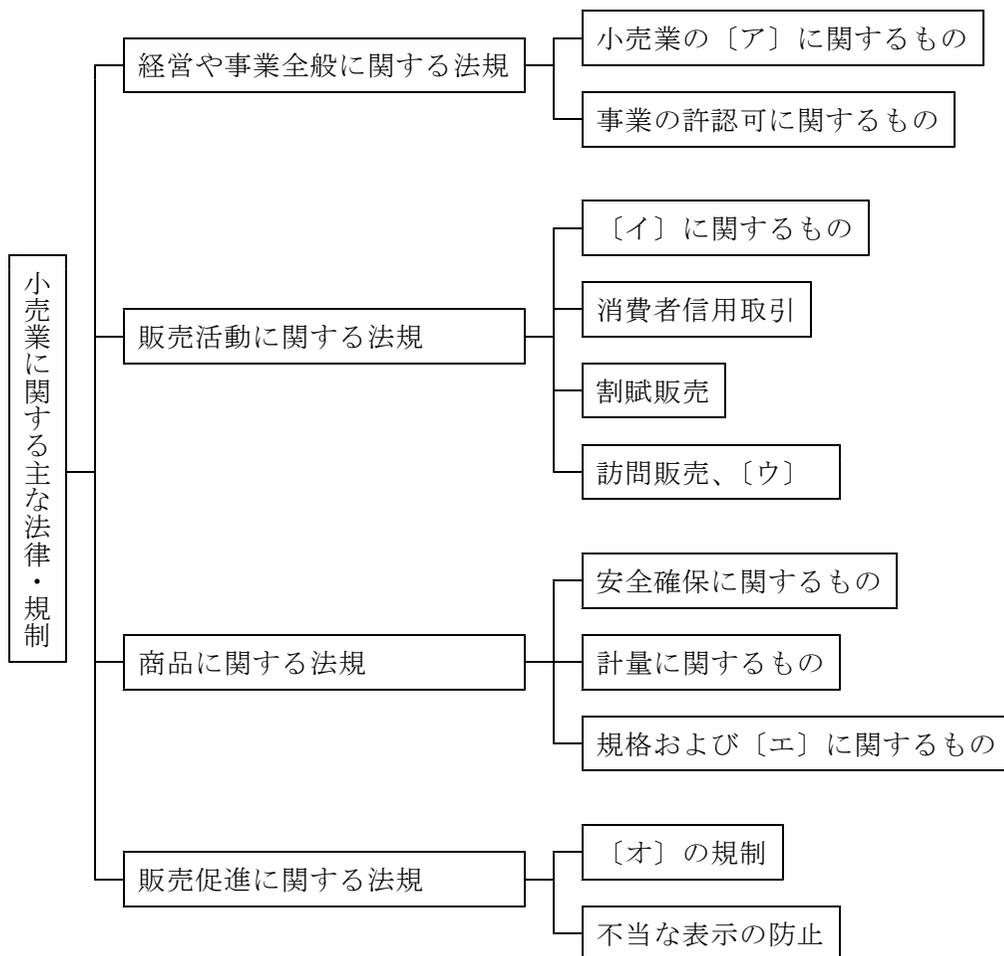
623505 解答： 2 4 6 5 7

販売士3級 演習問題2021

<販売・経営管理> 第2章 販売員の法令知識

1 小売業に関する主な法規

613503 次の図は、小売業に関する主な法規類の体系を示している。図中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)



【語群】

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 生産管理 | 5. 売買契約 | 9. 薬事法 |
| 2. 消防法 | 6. 品質表示 | 10. 通信販売 |
| 3. 適正確保 | 7. 組織化 | |
| 4. 製造物責任法 | 8. 不当景品類 | |

613503 解答： 3 5 10 6 8

663501 次の文章は、大規模小売店舗立地法について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

大規模小売店舗立地法の目的は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の〔ア〕の保持のため、大規模小売店舗を〔イ〕する者により、その施設配置および〔ウ〕について、適正な配慮がなされることを確保することにある。

この法律にもとづいて、店舗面積〔エ〕超の大規模小売店舗をイしようとする者は、本法を運用する〔オ〕または政令指定都市に対して、所定の届出を行わなければならない。

【語 群】

- | | | | | |
|--------------|---|------------|-----------------------|-------------|
| 1. 建 | 築 | 5. | 10,000 m ² | 9. 事 業 活 動 |
| 2. 都 道 府 県 | | 6. | 1,000 m ² | 10. 売 場 配 置 |
| 3. 経 済 産 業 省 | | 7. 生 活 環 境 | | |
| 4. 設 | 置 | 8. 運 営 方 法 | | |

663501 解答： 7 4 8 6 2

703502 次のア～オは、大規模小売店舗立地法について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

ア 大規模小売店舗立地法にもとづいて届出を行う者は、大規模小売店舗の建物設置者である。

イ 大規模小売店舗立地法の対象となるのは、百貨店とショッピングセンターの2種類である。

ウ 大規模小売店舗立地法の対象となるのは、小売業と飲食業である。

エ 大規模小売店舗立地法の対象となるのは、店舗面積 10,000 m²超の大型店である。

オ 大規模小売店舗立地法の目的は、中小小売商業を保護するために大型店の出店を規制することである。

703502 解答： 1 2 2 2 2

643505 次のア～オは、大規模小売店立地法について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

ア 大型店同士の過当競争を防止することを目的としている。

イ 対象となるのは、店舗面積 3,000 m²以上の大型店である。

ウ 駐車場確保、騒音対策、廃棄物処理などについて、建物設置者が配慮をするよう指針が定められている。

エ 店舗の駐車場について、その位置や収容台数、出入口の位置や数、来店の駐車場利用時間などが届出事項になっている。

オ 店舗面積と営業時間については、届出事項になっていない。

643505 解答： 2 2 1 1 2

593502r 次のア～オについて、正しいものには1を、誤っているものには2を、
答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 大規模小売店舗立地法が制定されるとともに、大規模小売店舗法は廃止された。
- イ 大規模小売店舗立地法では、大型店に対して駐車場の確保や騒音の発生防止などの配慮を求めている。
- ウ 大規模小売店舗立地法では、大型店の店舗面積や営業時間など規制している。
- エ 中心市街地活性化法は、中小小売商業の振興をはかるために制定された法律である。
- オ 商店街振興組合法にもとづき商店街振興組合を設立すると、環境整備事業を行うときに国からの助成を受けることができる。

593502r 解答： 1 1 2 2 1

583502r 次のア～オについて、最も関係の深い文章を、右側から選んで、
答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

- ア 大規模小売店舗立地法
 - イ 中心市街地活性化法
 - ウ 中小小売商業振興法
 - エ 食品衛生法
 - オ 特定商取引法
1. 中小小売商業者の組合などの高度化事業を認定して金融上、税制上の助成を行う。
 2. 販売所ごとに所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。
 3. 出店する大型店の周辺地区の生活環境を保ち受持するため、その施設の配置と運営方法について適正な配置がなされることをねらいとしている。
 4. 飲食店や喫茶店などを営業するときに都道府県知事の許可を得る。
 5. 古物を販売するときに公安委員会の許可を得る。
 6. 訪問販売や通信販売に関して適用される。
 7. 中心市街地における都市機能の増進および経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する。

583502r 解答： 3 7 1 4 6

683503r 次のア～オは、中小小売商業に関連する法令や制度について述べている。
正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 中心市街地活性化法は、中心市街地における大規模小売店舗の出店や営業を規制し、中小小売商業を保護することを目的としている。
- イ 高度化事業には、中小小売商業の組合組織などが、金融や税制上の助成を受けて、共同して行う商店街の店舗整備や共同施設整備などがある。
- ウ 商店街の振興をはかるために制定されている商店街振興組合法にもとづく主な事業には、共同経済事業や環境整備事業がある。
- エ 中小小売商業振興法では、フランチャイズチェーンに加盟する中小小売商業とチェーン本部での契約をめぐるトラブルを防止するため、契約の重要事項について、本部が加盟希望者に対して事前に書面で説明することを義務づけている。
- オ 中心市街地の整備改善と、商業などの活性化を一体的に推進するための法令として、建築基準法が制定されている。

683503r 解答： 2 1 1 1 2

623502r 次のア～オは、小売業に係る法規について述べている。最も関係の深いものを右側の語群から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

【語 群】

- | | |
|---|---------------|
| ア 適正な駐車場の確保や騒音の発生防止、廃棄物保管や処理方法などについて配慮するよう規定している。 | 1. 中心市街地活性化法 |
| イ 取引条件の提示義務“契約書面の交付義務、契約の解除などについて規定している。 | 2. 景品表示法 |
| ウ 食材や食品が遺伝子組換え商品か否かについて、表示義務がある場合と任意表示の場合があることを規定している。 | 3. 薬事法 |
| エ 消費者が誤認するのを防止するため、商品やサービスの品質・規格・価格・数量・その他の取引条件について表示することを規定している。 | 4. 食糧法 |
| オ 米穀類の需給や価格安定をはかる流通方法などについて規定している。 | 5. 割賦販売法 |
| | 6. 大規模小売店舗立地法 |
| | 7. 食品表示法 |

623502r 解答： 6 5 7 2 4

723502 次のア～オは、小売業に関する法規について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

- ア 中小小売商業振興法では、フランチャイズ事業に加盟する中小小売商業者を保護するために、本部事業者に必要な契約事項をあらかじめ加盟者に書面で説明することなどを義務づけている。
- イ 食品衛生法では、米穀類を販売する場合、農林水産大臣に届出するよう規定している。
- ウ 酒税法では、酒類を販売する場合、販売所ごとに所在地の都道府県公安委員会に届け出するよう規定している。
- エ 割賦販売法では、3ヶ月以上の期間にわたり、3回以上に分割して支払う取引のことを割賦販売と規定している。
- オ 特定商取引法の対象となる取引には、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖取引販売など6つの類型がある。

723502 解答： 1 2 2 2 1

673501 次の文章は、食品衛生法について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

食肉・魚介類を販売する小売業、並びに〔ア〕などを製造販売する小売業は、〔イ〕について食品衛生法に基づく基準を満たしたうえで、都道府県知事の〔ウ〕を得なければならない。

また、他人のイを借りて営業する場合、その〔エ〕がウを得なければならない。そのほか、食品を製造する製造業や、〔オ〕なども食品衛生法にもとづくウが必要である。

- 【語 群】
- | | | |
|-----------|----------|---------|
| 1. 野菜・果物 | 5. 豆腐・惣菜 | 9. 賃借人 |
| 2. 営業施設 | 6. 推薦 | 10. 貸貸人 |
| 3. 医薬品小売店 | 7. 営業許可 | |
| 4. 飲食業 | 8. 店舗面積 | |

673501 解答： 5 2 7 9 4

813503 次の文章は、事業の許認可に関する法規について述べている。文中の

[]の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

- ・食品や魚介類を販売する事業者は、営業施設について〔ア〕にもとづく基準を満たした上で、〔イ〕の許可を得なければならない。
- ・薬局の開設、医薬品の販売は、〔ウ〕によって規制されている。
- ・酒類の販売は、「酒税法」により規制されており、販売店ごとに所在地の〔エ〕から〔オ〕を取得する必要がある。

【語群】

- | | | | | |
|---|-------------|----------|----------|----------|
| ア | 1.食糧法 | 2.食品衛生法 | 3.消費者安全法 | 4.製造物責任法 |
| イ | 1.厚生労働大臣 | 2.都道府県知事 | 3.市町村長 | 4.保健所長 |
| ウ | 1.医療品医療機器等法 | 2.薬剤師法 | 3.製造物責任法 | 4.日本薬局方 |
| エ | 1.都道府県知事 | 2.市町村長 | 3.所轄税務署長 | 4.保健所長 |
| オ | 1.届出書 | 2.免許 | 3.申請書 | 4.営業権 |

813503 解答： 2 2 1 3 2

773505 次の文章は、販売活動などに関する法規について述べている。文中の []

の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

- ・薬局を営むには、法律にもとづき、所定の要件を備えて〔ア〕の許可を受けなければならない。
- ・たばこ販売業を営むには、「たばこ事業法」にもとづき、所定の要件を備えて〔イ〕の許可を受けなければならない。
- ・「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘い、仕事に必要なものとして、商品などを売って金銭を負担させる取引を〔ウ〕という。
- ・「エステティックサロン」、「語学教室」、「家庭教師」など長期・継続的なサービスの提供と、これに対する高額の対価を約する取引を〔エ〕という。
- ・消費者に対する危害の発生防止をはかるために、家庭用の圧力なべや乗車用ヘルメットなどは、〔オ〕にもとづき「PSCマーク(丸型)」がつけられている。

【語群】

- | | | | | |
|---|-------------|------------|--------------|--------------|
| ア | 1.都道府県知事 | 2.厚生労働大臣 | 3.財務大臣 | 4.市区町村長 |
| イ | 1.農林水産大臣 | 2.財務大臣 | 3.都道府県知事 | 4.税務署長 |
| ウ | 1.フランチャイズ契約 | 2.連鎖取引販売 | 3.特定継続的役務提供 | 4.業務提供誘引販売取引 |
| エ | 1.訪問販売 | 2.クーリング・オフ | 3.特定継続的役務提供 | 4.業務提供誘引販売取引 |
| オ | 1.高圧ガス保安法 | 2.製造物責任法 | 3.消費生活用製品安全法 | 4.消防法 |

773505 解答： 1 2 4 3 3

763502 次の文章は、小売業に関する法規について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

- ・米穀販売業を営むには、「食糧法」にもとづき〔ア〕への届出が必要である。
- ・酒類販売業を営むには、「酒税法」にもとづき、〔イ〕の免許が必要である。
- ・古物の販売を行うには、「古物営業法」にもとづき、〔ウ〕の許可が必要である。
- ・キャッチセールスやアポイントセールス等は、特定商取引法の対象となる〔エ〕の取引類型に該当する。
- ・個人を販売員として勧誘し、次の販売員を勧誘させるというかたちで、販売組織を拡大して行う商品・役務の取引は、特定商取引法の〔オ〕の取引類型に該当する。

【語 群】

- | | | | | |
|---|-------------|-----------|---------------|--------------|
| ア | 1.農林水産大臣 | 2.厚生労働大臣 | 3.都道府県知事 | 4.税 務 署 長 |
| イ | 1.都道府県公安委員会 | 2.厚生労働大臣 | 3.都道府県知事 | 4.税 務 署 長 |
| ウ | 1.都道府県公安委員会 | 2.財 務 大 臣 | 3.都道府県知事 | 4.税 務 署 長 |
| エ | 1.訪問販売 | 2.連鎖販売取引 | 3.電 話 勧 誘 販 売 | 4.業務連携誘引販売取引 |
| オ | 1.訪問販売 | 2.連鎖販売取引 | 3.特定継続的役務提供 | 4.業務連携誘引販売取引 |

763502 解答： 1 4 1 1 2

843502 次の文章は、小売業の事業の許認可に関する法規について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)
小売業における代表的な事業の許認可については、次のとおりである。

- ・古物営業を営むには、〔ア〕の許可が必要である。
- ・酒類販売業を営むには、〔イ〕の免許が必要である。
- ・薬局・医薬品の販売を営むには、都道府県知事（または政令市の市長、特別区の区長）の〔ウ〕が必要である。
- ・たばこ販売業を営むには、〔エ〕の許可が必要である。
- ・ペットショップ（第1種動物取扱業者）を営むには、都道府県知事（または政令市の市長）への〔オ〕が必要である。

【語 群】

- | | | | | |
|---|----------|----------|---------------|-----------|
| ア | 1.都道府県知事 | 2.所轄税務署長 | 3.都道府県公安委員会 | 4.財 務 大 臣 |
| イ | 1.都道府県知事 | 2.所轄税務署長 | 3.都道府県公安委員会 | 4.財 務 大 臣 |
| ウ | 1.免 許 | 2.許 可 | 3.登 録 | 4.推 薦 |
| エ | 1.都道府県知事 | 2.所轄税務署長 | 3.農 林 水 産 大 臣 | 4.財 務 大 臣 |
| オ | 1.免 許 | 2.許 可 | 3.登 録 | 4.推 薦 |

843502 解答： 3 2 2 4 3

613502r 次のア～オは、業種ごとに定めた事業の許認可などについて述べている。
正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマーク
しなさい。(10点)

- ア 食肉・魚介類の販売は、営業施設について「食品衛生法」にもとづく基準を満たした
うえで、所在地の都道府県知事の許可を得なければならない。
- イ ペットショップ(第一種動物取扱業)の開業は、「動物の愛護及び管理に関する法律」
にもとづき、所在地の都道府県知事に登録しなければならない。
- ウ 古物の販売は、「古物営業法」にもとづき営業所ごとにその取り扱う古物の種類を定
めて所在地の都道府県知事の許可を得なければならない。
- エ 酒類の販売は、「酒税法」にもとづき販売所ごとに所在地の都道府県知事の許可を得
なければならない。
- オ 飲食店、喫茶店の営業は、「食品衛生法」にもとづき所在地の都道府県知事の許可を得
なければならない。

613502 解答： 1 1 2 2 1

783502 次のア～オは、販売活動などに関する法規について述べている。正しいものには
1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア そうざいを製造し、販売する者は、「食品衛生法」にもとづき、都道府県知事の許可
を得なければならない。
- イ 薬局を営むには「健康増進法」にもとづき、都道府県知事の許可を得なければなら
ない。
- ウ 酒類販売業を営むには、「酒税法」にもとづき、販売所ごとに所在地の所轄税務署長
の免許を取得しなければならない。
- エ 古物営業を行うには「古物営業法」にもとづき、営業所ごとに所在地の都道府県公安
委員会の許可を得なければならない。
- オ ペットショップを営むには、「動物愛護管理法」にもとづき、厚生労働大臣の許可を得
なければならない。

783502 解答： 1 2 1 1 2

743502 次のア～オは、小売業に関する法令について述べている。正しいものには1を、
誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 薬局の開設や医療品の販売は、健康増進法によって規制されている。
- イ 古物の販売は、家電リサイクル法によって規制されている。
- ウ 予約とは、売買契約の完結を前提とした一種の契約である。
- エ クレジットカードによる取引のように、商品の代金を現金で支払わずに売買すること
をリボルビングという。
- オ 特定の取引において、契約後も一定の期間、消費者が一方的に契約を解除できる制度
のことをクーリング・オフという。

743502 解答： 2 2 1 2 1

823504 次のア～オは、小売業に関する法令知識について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

ア 薬局の開設や医薬品の販売は、医薬品医療機器等法によって規制され、構成労働大臣の許可を得なければならない。

イ 現在の食糧法では、米穀類の販売については、年間20精米トン以上の販売・出荷を行う場合にのみ農林水産大臣に届出が必要である。

ウ 中小小売商業振興法では、フランチャイズ事業の本部事業者に、重要な契約事項についてあらかじめ加盟希望者に書面を交付して説明することなどを義務づけている。

エ 特定商取引法と割賦販売法において規定されているクーリング・オフ制度は、乗用自動車や葬儀などのクーリング・オフになじまないものについては適用されない。

オ 日本の有機食品の検定認証・表示制度は、国際食品規格委員会の「有機食品に関するガイドライン」に適合している。

823504 解答： 2 1 1 1 1

873502 次のア～オは、小売業における事業の許認可について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

ア 薬局の開設や医薬品の販売を行うには、医薬品医療品機器等法により、厚生労働大臣の許可が必要である。

イ 酒類販売業を行うには、酒税法により、販売所ごとに所在地の所轄税務署長による免許を取得する必要がある。

ウ 古物の販売を行うには、古物営業法により、都道府県知事への登録が必要である。

エ 年間20精米トン以上の販売・出荷を行う米穀類販売業は、食品衛生法により農林水産大臣への届出が必要である。

オ たばこの小売販売を行うには、たばこ事業法により、財務大臣の許可が必要である。

873502 解答： 2 1 2 2 1

873505 次のア～オは、売買契約などに関する民法の規定について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

- ・ 売買契約とは、買い手と売り手の意思表示が合致した契約であり、売り手の小売店は商品を買手に引き渡し、買い手はその代金を小売店へ支払うという〔ア〕になる。
- ・ 店舗販売では、顧客の申込みと代金の支払いが同時に行われるが、これを〔イ〕という。
- ・ 顧客と小売店が売買契約を結んだとき、顧客は代金の全額を支払わず、代金の一部を〔ウ〕や、〔エ〕という名目で支払う場合がある。

ウの場合は、小売店が契約を履行するまでは、顧客はそのウを放棄することで自由に契約を解除できる。一方、エの場合は、商品の代金の一部前払いであり、契約の解除は認められない。

- ・ 仕入先企業と小売店が売買契約を行わないで、仕入先企業が商品の販売などを小売店に委託し、小売店がこれを受諾することによって成立する契約を〔オ〕という。

【語 群】

- | | | | |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| ア 1. 預託契約 | 2. 双務契約 | 3. 委任契約 | 4. 立替払い契約 |
| イ 1. 販売承認 | 2. リボルビング | 3. あっせん | 4. 現実売買 |
| ウ 1. 未収金 | 2. 手付金 | 3. 予約 | 4. 内金 |
| エ 1. 未収金 | 2. 手付金 | 3. 予約 | 4. 内金 |
| オ 1. 預託契約 | 2. 割賦販売契約 | 3. 委任契約 | 4. 立替払い契約 |

873505 解答： 2 4 2 4 3

603505 次のア～オは、売買契約などに関する民法の規定について述べた事項である。最も関係の深い文章を、右側から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|
| ア | 予 | 約 | 1. | 商品 | の | 代 | 金 | の | 一 | 部 | 前 | 払 | い | で | あ | り | 、 | 契 | 約 | の | 解 | 除 | は | 認 | め | ら | れ | な | い | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ | 内 | 金 | 2. | 商品 | と | 金 | 銭 | の | 交 | 換 | を | い | う | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ | 委 | 任 | 契 | 3. | 商品 | の | 性 | 能 | や | 内 | 容 | な | ど | に | つ | い | て | 、 | 著 | し | く | 事 | 実 | と | 相 | 違 | す | る | 表 | 示 | を | い | う | | | | | | | | | | | | | | | |
| エ | 手 | 付 | 4. | 売 | り | 主 | が | 契 | 約 | を | 履 | 行 | す | る | ま | で | は | 、 | 買 | い | 主 | は | そ | れ | を | 放 | 棄 | し | て | 自 | 由 | に | | | | | | | | | | | | | | | | |
| オ | 売 | 買 | 5. | 契 | 約 | を | 解 | 除 | で | き | る | 性 | 格 | の | 金 | 銭 | を | い | う | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 6. | 売 | 買 | 契 | 約 | の | 完 | 結 | を | 前 | 提 | と | し | た | 一 | 種 | の | 契 | 約 | で | あ | り | 、 | そ | の | 期 | 間 | や | 期 | 限 | を | 定 | め | て | お | く | 必 | 要 | が | あ | る | | | | | |
| | | | 7. | 商品 | の | 代 | 金 | を | 現 | 金 | で | 支 | 払 | わ | ず | に | 売 | 買 | す | る | 行 | 為 | を | い | う | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 7. | 当 | 事 | 者 | の | 一 | 方 | が | 相 | 手 | 方 | に | 委 | 託 | し | 、 | 相 | 手 | 方 | が | こ | れ | を | 受 | 託 | す | る | こ | と | に | よ | っ | て | 成 | 立 | す | る | | | | | | | | | |

603505 解答： 5 1 7 4 2

222607 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

買主が〔ア〕を支払った場合は、〔イ〕が契約の履行に着手するまではいつでも、買主はアを〔ウ〕として契約を解除することができるし、売主はアの倍額を〔エ〕して契約を解除することができる。この解除には正当理由は〔オ〕である。

- 【語 群】
- | | | | | | | | | | |
|------|---|------|---|---|-------|---|------|---|---|
| 1. 買 | 取 | 保 | 証 | 金 | 5. 必 | 要 | 9. 手 | 付 | 金 |
| 2. 不 | 要 | 6. 相 | 手 | 方 | 10. 代 | 金 | に | 充 | 当 |
| 3. 供 | 託 | 7. 双 | 方 | | | | | | |
| 4. 償 | 還 | 8. 放 | 棄 | | | | | | |

222607 解答： 9 6 8 4 2

783503 次の文章は、売買契約などに関する民法の規定について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

顧客が売買契約を結んだとき、代金の全額を支払わないで、その一部を支払う場合があり、これを〔ア〕あるいは〔イ〕という。

アは、売り主が契約を履行するまでは、買い主はそのアを放棄して自由に契約を〔ウ〕できる。アを受け取った売り主は、その〔エ〕を支払って契約のウをすることができる。

一方、イは、商品代金の〔オ〕であり、アのように契約のウは認められないとされている。

- 【語 群】
- | | | | | | | | | | |
|---|------|---|------|------|------|------|------|------|---|
| ア | 1. 予 | 約 | 2. 内 | 金 | 3. 前 | 払 | い | 4. 手 | 付 |
| イ | 1. 前 | 払 | い | 2. 手 | 付 | 3. 内 | 金 | 4. 予 | 約 |
| ウ | 1. 再 | 履 | 行 | 2. 履 | 行 | 3. 解 | 除 | 4. 締 | 結 |
| エ | 1. 一 | 部 | 2. 半 | 額 | 3. 全 | 額 | 4. 倍 | 額 | 金 |
| オ | 1. 内 | 金 | 2. 一 | 部 | 前 | 払 | い | 3. 貸 | 付 |
| | | | | | | | | 4. 預 | け |
| | | | | | | | | | 金 |

783503 解答： 4 3 3 4 2

793506 次のア～オは、販売活動に関する法規について述べている。

正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の
所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 売買契約とは、商品の引き渡しと代金の支払いが行われる双務契約である。
- イ 予約とは、売買契約の締結を前提とした将来の契約成立を約束する契約である。
- ウ 買い手側が売り手側に手付金を支払った場合、契約の解除は認められない。
- エ 買い手側が売り手側に内金を支払った場合、契約の解除は認められない。
- オ 割賦販売法では、販売信用を割賦販売とローン提携販売の2つに分類している。

793506 解答： 1 1 2 1 2

713505 次のア～オは、消費者信用取引について述べている。正しいものには1を、
誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

- ア 消費者信用取引とは、商品購入者が代金を分割払いで支払う取引のことである。
- イ 消費者信用取引は、販売信用と金融信用に分けられる。
- ウ 販売信用は、クレジットカードで商品を売買する場合に消費者に供与されるものである。
- エ 販売信用は、支払方法によって割賦方式と非割賦方式に分けられる。
- オ 金融信用は、消費者に直接金銭が貸与されるものである。

713505 解答： 2 1 1 1 1

783505 次の文章は、割賦販売法について述べている。文中の〔 〕の部分に、
下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案
用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

割賦販売法では、契約の仕組みの違いによって、販売信用を、割賦販売、〔ア〕、〔イ〕
の3つに分類している。

割賦販売は、小売店が商品などを販売する際、その代金を〔ウ〕以上、かつ3回払い以上
の分割による後払いで受け取ることをいう。

アは、小売店で商品を購入する際、〔エ〕が消費者に代わって小売店に代金の支払いをし、
後日、消費者がエに支払うことをいう。

イは、消費者が、購入商品などの代金を小売店が提携している〔オ〕から借り入れて代
金を一括して小売店に支払う。その後、分割して消費者がオに返済することを条件に、小
売店が消費者の債務を保証することをいう。

【語 群】

- | | | | |
|--------------|-----------|------------|-----------|
| ア 1.信用購入あっせん | 2.リボルビング | 3.ローン提携販売 | 4.クレジット販売 |
| イ 1.リボルビング | 2.クレジット販売 | 3.信用購入あっせん | 4.ローン提携販売 |
| ウ 1.1 か 月 | 2.2 か 月 | 3.3 か 月 | 4.6 か 月 |
| エ 1.銀 行 | 2.信用保証協会 | 3.クレジット会社 | 4.損害保険会社 |
| オ 1.国民生活センター | 2.信用情報機関 | 3.金 融 機 関 | 4.信用保証協会 |

783505 解答： 1 4 2 3 3

593503 次の文章は、割賦販売について述べたものである。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

割賦販売とは、「購入者から代金を〔ア〕カ月以上の期間にわたり、かつ、〔イ〕回以上に分割して受領する条件で、〔ウ〕を販売する」ものであり、この場合は、〔エ〕によって規定されている。

ウには、〔オ〕や書籍、運動用具、化粧品などの商品群がある。

- 【語群】
- | | | |
|----------|--------|---------------|
| 1. 6 | 5. メロン | 9. 消費生活用製品安全法 |
| 2. 指定商品 | 6. 3 | 10. 2 |
| 3. 景品類 | 7. 真珠 | |
| 4. 割賦販売法 | 8. 24 | |

593503 解答： 10 6 2 4 7

443108r 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

割賦販売法が適用される〔ア〕とは購入者から代金を〔イ〕以上の期間にわたり、〔ウ〕以上に分割して受領することを条件として〔エ〕を販売することをいう。〔オ〕による場合やボーナス一括払いなども、同法の規制を受ける。

- 【語群】
- | | | |
|----------|------------|--------------|
| 1. 広告の規制 | 5. クーリングオフ | 9. 3回 |
| 2. 5回 | 6. 3カ月 | 10. リボルビング方式 |
| 3. 2カ月 | 7. 耐久消費財 | |
| 4. 指定商品 | 8. 割賦販売 | |

443108r 解答： 8 3 9 4 10

753506 次の文章は、割賦販売法の契約のしくみについて述べている。

文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

割賦販売法では、クレジット（信用販売）を、契約のしくみの違いによって、割賦販売・〔ア〕・ローン提携販売の3つに分類している。

アは、消費者が百貨店などの販売会社で商品などを購入する際、〔イ〕が消費者に代わって販売会社に代金を支払い、後日、消費者が〔ウ〕を超えてイに代金を支払うことをいう。

ここでは、消費者と販売会社との間に〔エ〕が結ばれ、消費者とイとの間に〔オ〕が結ばれる。

- 【語群】
- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 1. 1ヶ月 | 5. 2ヶ月 | 9. 金銭消費貸借 |
| 2. 保険委託契約 | 6. クレジット会社 | 10. 保険会社 |
| 3. 立替払い契約 | 7. 保証契約 | |
| 4. 売買契約 | 8. 信用購入あっせん | |

753506 解答： 8 6 5 4 3

603504 次の文は、クーリング・オフ制度について述べたものである。

文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを

選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

割賦販売業者や〔ア〕が営業所以外の場所で売買契約をした場合、購入者がクーリング・オフについて〔イ〕した契約書を受領した日から〔ウ〕以内に書面で申込みを〔エ〕し、契約の解除をすれば、〔オ〕で解約できる。

- 【語群】
- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1. 条 件 付 | 5. 告 知 | 9. 撤 回 |
| 2. 10日 | 6. 勧 誘 | 10. 無 条 件 |
| 3. 再 発 行 | 7. 8日 | |
| 4. 訪問販売事業者 | 8. 卸 売 業 者 | |

603504 解答： 4 5 7 9 10

322609 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、

答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

従来から、消費者の被害救済は、〔ア〕の不法行為規定によって図られていたが、消費者の権利意識が高まってきたことから、〔イ〕が制定された。〔ア〕との大きな違いは、〔ウ〕から〔エ〕への転換である。〔イ〕では、被害者が製造者の〔オ〕を立証する責任はない。

- 【語群】
- | | | |
|--------------|-------------|-----------|
| 1. 買手責任負担主義 | 5. 欠 陥 | 9. 製造物責任法 |
| 2. 民 法 | 6. 経 済 法 | 10. 危 険 |
| 3. コンシューマリズム | 7. 売手責任負担主義 | |
| 4. 過 失 | 8. 購 入 | |

322609 解答： 2 9 1 7 4

543108r 次の事項のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を、

答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

ア 製造物責任法によって製造業者の責任を追及するためには、故意・過失の存在、損害の発生、因果関係を証明すればよい。

イ 製造物責任法の製造業者には、プライベートブランドを売り出しているスーパーなど、実質的に製造業者と認めることができる氏名等の表示をしたものも含まれる。

ウ 個別方式の信用購入あっせんで消費者が購入した一定の指定商品を使用または消費した時でも、クーリングオフが適用されない場合がある。

エ 個別方式の信用購入あっせんで指定商品を販売し、クーリングオフについての記載のある契約書面を交付した場合は、書面を交付した日も含めて10日以内であれば、購入者からのクーリング・オフの申し出は拒否できない。

オ 取引に付随して提供される景品については、過度な顧客の誘引によって自由公正な競争が妨げられる恐れがあるために、独占禁止法で規制されている。

543108r 解答： 2 1 1 2 2

643502 次のア～オは、各種法令や制度について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

ア 「PL法」とは、「製造物責任法」のことをいう。

イ 飲食店や喫茶店の営業は「食品衛生法」によって規制されており、都道府県知事の許可を必要とする。

ウ 有機食品に関する国際的な検査認証・表示制度は、国際食品規格委員会（コーデックス委員会）が定めている。

エ 食品について、劣化がゆるやかな商品には消費期限が、劣化がはやい商品には賞味期限が表示される。

オ「食品リサイクル法」による規制の対象となるには、製造業と卸売業である。

643502 解答： 1 1 1 2 2

743505 次の文章は、遺伝子組換え食品に関する制度について述べている。

文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

2001年4月より、遺伝子組換え食品の〔ア〕を保持するための制度が〔イ〕にもとづいてスタートした。この制度は、アについて未確認の遺伝子組換え食品が〔ウ〕で流通しないことを目的にしている。

そして、国の〔エ〕を通過していない遺伝子組換え食品は、〔オ〕や販売などが禁止されている。

【語群】 1. 安 全 性 5. 審 査 9. 企 画
2. 栄 養 6. 食 糧 法 10. 食 品 衛 生 法
3. 輸 入 7. 輸 出
4. 米 穀 店 8. 日 本 国 内

743505 解答： 1 10 8 5 3

※ 2015.4 以降、食品表示に関しては、全面的に、食品表示法に移行しています。

513307r 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

商品の品質に関する情報は、〔ア〕にとって最も重要であり、基本的な商品情報である。例えば、食品の日付表示は、かつては〔イ〕年月日表示であったが、現在では、〔ウ〕の早い食品は〔エ〕期限表示で、また、ウの比較的緩慢な食品は〔オ〕期限で表示されている。

【語群】 1. 製 造 5. 劣 化 9. 品 質 保 証
2. 包 装 6. 消 費 10. 消 費 者
3. 賞 味 7. 廃 棄
4. 鮮 度 8. コミュニケーション

513307r 解答： 10 1 5 6 3

- 773503 次のア～オは、安全な食生活と法制度について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)
- ア JIS マークが付されたものでなければ、「有機」、「オーガニック」またはこれらと紛らわしい表示はできない。
- イ 食品安全委員会で審査を受けていない遺伝子組み換え食品は、輸入・販売などが禁止されている。
- ウ 「消費期限」は、「年月日」で表示しなければならない。
- エ 「賞味期限」は、3ヶ月を超えるものは「年月日」で表示し、3ヶ月以内のものは「年月」で表示しなければならない。
- オ 一般に、スナック菓子、カップ麺、缶詰などの劣化が比較的遅い食品には「消費期限」が表示されている。

773503 解答： 2 1 1 2 2

- 733503 次のア～オは、賞味期限と消費期限について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)
- ア サンドイッチ、生めん、生菓子などには消費期限が表示される。
- イ スナック菓子、缶詰、弁当などには賞味期限が表示される。
- ウ 消費期限はおいしく食べることができる期限のことである。
- エ 賞味期限が3ヶ月を超えるものは年月で表示し、3ヶ月以内のものは年月日で表示する。
- オ 定められた方法で保存した場合、腐敗、変敗その他の品質劣化に伴い安全性を欠く恐れがないと認められる期限が賞味期限である。

733503 解答： 1 2 2 1 2

- 843505 次のア～オは、商品に関する法規について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)
- ア 消費生活用製品安全法では、乗車用ヘルメットなどの特定製品や、乳幼児用ベッドなどの特別特定製品は、PSCマークがないと販売できないとしている。
- イ 医薬品医療機器等法の対象となる製品には、医薬品や医療機器のほかに、自然食品も含まれる。
- ウ PL法は、製品の欠陥により消費者が生命、身体または財産上の被害を被った場合に、事業者に対して賠償責任を負わせることを目的とした法律である。
- エ 食品安全委員会による安全性審査を経て、日本で流通している遺伝子組換え食品の「農作物8作物」には、トウモロコシ、米、麦などがある。
- オ 消費期限とは、おいしく食べることができる期限を指し、賞味期限とは、期限を過ぎたら食べないほうがよい期限を指す。

843505 解答： 1 2 1 2 2

533307 次の事項のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を、

答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 商品の標準化とは、商品の生産・流通・消費・廃棄の過程における規格の設定ならびにその活用・普及を目指す組織的活動である。
- イ 規格の目的は、生産や消費生活の場面で、商品の品質をできるだけ正確にばらつきなく、かつ、効率的に提供することである。
- ウ 国内規格とは、JIS や JAS などの国家規格だけをいい、企業における社内規格や業界団体での標準規格は含まれない。
- エ 欧州でのEU共通規格やアジア地域内規格などは、地域規格である。
- オ 品質管理に関する ISO14000 シリーズや電気に関する IEC 規格は、国際規格である。

533307 解答： 1 1 2 1 2

793505r 次のア～オは、一定の水準を満たした商品に対して付与されているマークについて述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア J I Sマークは、工業標準化法にもとづき、国に登録された機関から認証を受けた事業者が、認証を受けた製品またはその包装などに表示できる。
- イ 特定保健用食品マークは、農林物質の規格化等に関する法律にもとづき、品位、成分、性能などの品質についての規格を満たす食品に表示できる。
- ウ 菱形をしたP S Eマークは、電気用品安全法にもとづき、製造、もしくは輸入された特定電気用品に表示できる。
- エ B Lマークは、安全で快適な「住まいづくり」のために、品質・性能およびアフターサービスなどに優れていると認定された住宅部品に表示される。
- オ エコマークは、公益財団法人古紙再生促進センターの推進する古紙の回収・利用の促進に関する事業にもとづき、古紙を40%以上原料に利用した紙製品に表示できる。

793505r 解答： 1 2 1 1 2

773504 次のア～オは、標準品や規格品について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア JIS マークは、農林水産省により、安全であると認定された農産物に表示される。
- イ 特定保健用食品マークは、業界団体が自主的に定めた規格を満たす食品に表示される。
- ウ PSE マーク（菱形）は、電気用品安全法にもとづき、製造もしくは輸入された「特定電気用品」に表示される。
- エ 特定 JAS マークは、食品衛生法にもとづき、安全であると認定された医薬品に表示される。
- オ BL マークは、安全で快適な「住まいづくり」のために、品質・性能およびアフターサービスなどに優れていると認定された住宅部品に表示される。

773504 解答： 2 2 1 2 1

593504r 次のア～オは、商品に関する法規について述べたものである。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア PS-C マークは、消費生活用製品安全法にもとづいて表示される。
- イ 日本薬局方は、安全の観点から、食品添加物などの使用について規定している。
- ウ 遺伝子組換え食品表示制度は、製造物責任法にもとづいたものである。
- エ 「賞味期限」は劣化の速い食品に表示され、「消費期限」は劣化の比較的緩慢な食品に表示される。
- オ 計量法は、商品の計量に関して計量単位、適正な計量の実施、適正な計量管理の内容などを規定している。

593504r 解答： 1 2 2 2 1

693508r 次のア～オは、さまざまな認証マークについて述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア グリーンマークは、農薬使用量を一定以内におさえた農産物に付与されるマークである。
- イ 省エネルギーマークは、国際エネルギースタープログラムの基準をクリアした照明器具に付与されるマークである。
- ウ JIS マークは、日本農林規格に適合した食品に付与されるマークである。
- エ 特定保健用食品マークは、特定の保健機能を有する医薬品に対して、国から付与されるマークである。
- オ エコマークは、古紙を 40 %以上原料に使用した紙及び紙製品に付与されるマークである。

693508r 解答： 2 2 2 2 1

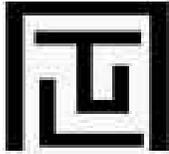
763503r 次のア～オは、商品に関する法規について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 医薬品医療機器等法にもとづき、消費者の生命・身体に対し危害を及ぼす恐れが多い製品は、PSC マークがなければ販売できない。
- イ PL 制度は、製品の経年劣化による事故を未然に防止するための制度である。
- ウ 製品の欠陥により消費者が生命、身体、または財産上の被害をこうむった場合、製造物責任法にもとづいて事業者は賠償責任を負わなければならない。
- エ 法にもとづく加工食品の日付表示のうち「消費期限」は年月で表示する。
- オ 「特定の保健の用途の表示を消費者庁が許可した食品」に対して付されるマークのことを JAS マークという。

763503r 解答： 2 2 1 2 2

683507r 次のア～オは、さまざまな商品に表示される認定マークである。最も関係の深いものを、右側の語群から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

ア
イ
ウ



エ
オ



【語群】

1. 乳幼児用ベッド
2. 書籍
3. 有機食品
4. 自動車部品
5. 計量器
6. 環境低負荷商品
7. 缶飲料

683507r 解答： 3 5 1 7 6

723503 次のア～オは、一定の規格を満たす製品に付与される認証マークについて述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

<p>ア 右記のマークは、地域の原材料の良さを生かして製造された地産地消タイプの特産品に対して付与される。</p>	
<p>イ 右記のマークは、原料に古紙を規定の割合以上に利用している紙製品に対して付与される。</p>	
<p>ウ 右記のマークは、環境負荷が少なく、環境保全に役立つ製品に対して付与される。</p>	
<p>エ 右記のマークは、一般財団法人製品安全協会の安全基準に合致した乳幼児製品、家庭用品、福祉用具、スポーツレジャー用品などに付与される。</p>	
<p>オ 右記のマークは、特別な生産や製造方法についてのJAS規格を満たす食品などに付与される。</p>	

723503 解答： 2 2 1 2 1

823502r 次のア～オは、一定の規格を満たす製品に付与される認証マークについて述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

ア 右記の印は、計量法にもとづく検定に合格した特定計量器に付与される。



イ 右記のマークは、地域の原材料の良さを生かして製造された地産地消タイプの特産品に付与される。



ウ 右記のマークは、消費生活用製品安全法に義務づけられた登録検査機関の検査を経た製品に付与される。



エ 右記のマークは、公益財団法人古紙再生促進センターが原料に古紙を規定の割合以上利用している紙製品に付与する。



オ 右記のマークは、電気用品安全法にもとづき、製造、もしくは輸入された「特定電気用品」に付与される。



823502r 解答： 1 2 2 2 2

653506 次のア～オは、様々な商品に表示される認定マークである。各マークと最も関係の深い文章を、右側から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

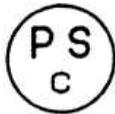
ア



エ



イ



オ



ウ



【語 群】

1. 消費生活用製品安全法
2. 健康増進法
3. 薬事法
4. 工業標準化法
5. 電気用品安全法
6. 容器包装リサイクル法
7. 酒税法

653506 解答： 6 1 5 2 4

603506r 次のア～オは、各種の法規などにもとづくマークおよびロゴである。
最も関係の深い文章を、右側から選んで、答案用紙の所定欄にその
番号をマークしなさい。(10点)

ア



イ



ウ



エ



PET

オ



1. 消費生活用製品安全法にもとづき、登録検査機関による検査が義務づけられている製品に付けられる。
2. 財団法人古紙再生促進センターが推進する事業において、古紙を利用した紙製品に付けられる。
3. 財団法人省エネルギーセンターが推進している「省エネルギーマーク表示事業」において実施している任意登録制度によって付けられる。
4. 財団法人日本環境協会が推進している事業において、環境負荷が少ないと認定された製品に付けられる。
5. 容器包装リサイクル法の対象とされる製品に付けられる。
6. 電気用品安全法によって電気用品による危険および障害が発生しないように、所定の検査をした製品に付けられる。
7. 計量法にもとづく定期検査に合格した計量器に付けられる。

603506 解答： 6 7 2 5 4

853505 次の文章は、小売業に関する法規について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

家庭用品品質表示法においては、〔ア〕、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品のうち、消費者がその購入に際し品質を〔イ〕することが困難で、特に品質をイする必要性の高いものが対象品目に指定されている。

また、対象品目については、成分や性能、用途、〔ウ〕などの〔エ〕と、メーカーなどが表示する上で従うべき〔オ〕が品目ごとに定められている。

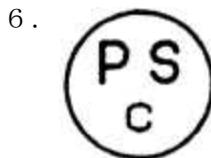
【語 群】

- | | | | | |
|---|------------|------------|-------------|--------------|
| ア | 1. 医 薬 品 | 2. 織 維 製 品 | 3. 専 門 サービス | 4. 生 鮮 食 料 品 |
| イ | 1. 管 理 | 2. 監 視 | 3. 保 証 | 4. 識 別 |
| ウ | 1. 貯 法 | 2. ノ ウ ハ ウ | 3. ブ ラ ン ド | 4. 価 格 |
| エ | 1. 遵 守 事 項 | 2. 検 査 事 項 | 3. 表 示 事 項 | 4. 任 意 事 項 |
| オ | 1. 遵 守 事 項 | 2. 検 査 事 項 | 3. 表 示 事 項 | 4. 任 意 事 項 |

853505 解答： 2 4 1 3 1

633506r 次のア～オは、法令や特定の機関などによって表示が規定、または推奨されているマークである。そのマークを表す図柄を、下から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

- ア 事業者に、安全性の自己確認が義務づけられた消費生活用製品に表示するマーク
- イ 計量法で定める検定に合格した特定計量器に表示されるマーク
- ウ 古紙を利用した紙製品に表示されるマーク
- エ 「有機」「オーガニック」などの名称の表示を認証するマーク
- オ 環境負荷が少ない、または環境保全に寄与する効果が大きい商品に表示されるマーク



633506r 解答： 6 4 5 2 1

683506 次の文章は、家庭用品品質表示法について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

家庭用品品質表示法においては、〔ア〕、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工芸品のうち、消費者がその購入に際し品質を〔イ〕することが困難で、特に品質をイする必要性の高いものが規制の対象品目に指定される。

また、対象品目の表示内容は統一された表示の標準が定められており、成分や性能、用途、〔ウ〕などの〔エ〕と、表示を行う者が従うべき〔オ〕が品目ごとに定められている。

- 【語群】
- | | | |
|---------|-----------|------------|
| 1. 医薬品 | 5. 品質保持期限 | 9. 取扱い上の注意 |
| 2. 検査事項 | 6. 識別 | 10. 遵守事項 |
| 3. 表示事項 | 7. 製造年月日 | |
| 4. 繊維製品 | 8. 監視 | |

683506 解答： 4 6 9 3 10

433108 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
 答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

販売促進策としての〔ア〕には、〔イ〕などに付随して提供するものと、イと関係なく提供するものがあり、また、事業者が共同して行う共同〔ウ〕と、単独で行う単独ウがある。それぞれについて、景品類の〔エ〕や〔オ〕の最高限度額が定められている。

- 【語群】
- | | | |
|-------------|--------|--------|
| 1. 最高額 | 5. 懸賞 | 9. 総量 |
| 2. 総付(べたつき) | 6. 最低額 | 10. 総額 |
| 3. 取引 | 7. 顧客 | |
| 4. 種類 | 8. 景品 | |

433108 解答： 8 3 5 (1 10)

583503 次の文は、景品表示法について述べたものである。文中の〔 〕の部分に、
 下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号を
 マークしなさい。(10点)

景品表示法では、〔ア〕に付随した景品類の提供や、不当表示について〔イ〕している。
 アに付随して景品類を提供する例は、〔ウ〕、一般懸賞、共同懸賞の3つに分類できる。
 一方、不当表示とは商品の〔エ〕や規格、取引条件などについて消費者に〔オ〕される表示
 のことである。

- 【語群】
- | | | |
|---------------|------------|--------|
| 1. 確認 | 5. 提案 | 9. 誤認 |
| 2. 個人情報 | 6. 取引 | 10. 表彰 |
| 3. 規制 | 7. 品質 | |
| 4. 総付(べたつき)景品 | 8. クーリングオフ | |

583503 解答： 6 3 4 7 9

853503 次の文章は、景品表示法について述べている。文中の〔 〕の部分に、
 下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案
 用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

小売業が顧客を誘引する手段として、景品類を提供する場合がある。景品表示法では、
 そうした景品類を〔ア〕、一般懸賞、〔イ〕の3つに分類し、提供できる景品類の限度額
 を制限している。

- ・アによって提供できる景品類の限度額は、取引価額 1,000 円未満が 200 円、取引価額 1,000 円以上はその価額の 10 分の 2 となっている。
- ・一般懸賞によって提供できる景品類の限度額は、取引価額 5,000 円未満がその価額の〔ウ〕、取引価額 5,000 円以上は〔エ〕となっている。
- ・イによって提供できる景品類の限度額は、取引価額にかかわらず〔オ〕となっている。

- 【語群】
- | | | | |
|---------------|-------------|-------------|---------------|
| ア 1. オープン懸賞 | 2. 共同懸賞 | 3. クーポン | 4. 総付景品 |
| イ 1. オープン懸賞 | 2. 共同懸賞 | 3. クーポン | 4. 総付景品 |
| ウ 1. 10倍 | 2. 15倍 | 3. 20倍 | 4. 25倍 |
| エ 1. 30,000円 | 2. 50,000円 | 3. 100,000円 | 4. 200,000円 |
| オ 1. 100,000円 | 2. 300,000円 | 3. 500,000円 | 4. 1,000,000円 |

853503 解答： 4 2 3 3 2

813506 次の文章は、景品表示法にもとづく景品類の分類と規制について述べている。
 文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当な
 ものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

小売業が顧客を誘引する手段として、商品の売買に付随して景品類を提供する場合がある。景品表示法では、そうした景品類を〔ア〕、一般懸賞、〔イ〕の3つに分類し、提供できる景品類の限度額を制限している。

アによって提供できる景品類の限度額は、取引価格1,000円未満が200円、取引価格1,000円以上はその価格の10分の2となっている。

一般懸賞によって提供できる景品類の限度額は、取引価格5,000円未満がその価格の〔ウ〕、取引価格5,000円以上は〔エ〕となっている。

イによって提供できる景品類の限度額は、取引価格にかかわらず〔オ〕となっている。

【語 群】

- | | | | | |
|---|---------|---------------|---------|-----------|
| ア | 1. リベート | 2. 総付(べた付け)景品 | 3. 共同懸賞 | 4. オープン懸賞 |
| イ | 1. リベート | 2. 総付(べた付け)景品 | 3. 共同懸賞 | 4. オープン懸賞 |
| ウ | 1. 5倍 | 2. 10倍 | 3. 20倍 | 4. 50倍 |
| エ | 1. 5万円 | 2. 10万円 | 3. 50万円 | 4. 100万円 |
| オ | 1. 1万円 | 2. 5万円 | 3. 10万円 | 4. 30万円 |

813506 解答： 2 3 3 2 4

663503 次の文章は、景品表示法にもとづく景品類の分類と規制について述べている。
 文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙
 の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

小売業が顧客を誘引する手段として、商品の売買に付随して景品類を提供する場合がある。

景品表示法では、そうした景品類を〔ア〕、一般懸賞、〔イ〕の3つに分類し、提供できる景品類の限度額を制限している。

アによって提供できる景品類の限度額は、取引価格 1,000 円未満が 200 円、取引価格 1,000 円以上はその価格の 10 分の 2 となっている。

一般懸賞によって提供できる景品類の、取引価格 5,000 円未満がその価格の〔ウ〕、取引価格 5,000 円以上は〔エ〕となっている。

イによって提供できる景品類の限度額は、取引価格にかかわらず〔オ〕となっている。

- 【語 群】
- | | | |
|-----------|---------|---------------|
| 1. オープン懸賞 | 5. 割引券 | 9. 50万円 |
| 2. 30万円 | 6. 10倍 | 10. 総付(べた付)景品 |
| 3. 20倍 | 7. 共同懸賞 | |
| 4. 10万円 | 8. 20万円 | |

663503 解答： 10 7 3 4 2

- 633510 次のア～オは、景品表示法について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)
- ア 商品売買などの取引に付随して景品類を提供する例は、一般懸賞、共同懸賞、オープン懸賞の3つに分類される。
- イ 商品売買などの取引に付随しないで景品類を提供する例は、総付(ベタ付)景品という。
- ウ 購入金額に応じてスタンプを提供したり、一定期間の購入額合計に応じて景品類を提供する場合、総付(ベタ付)景品に該当しない。
- エ 共同懸賞で提供できる景品類の総額は、懸賞に関わる売上予定総額の2%以内とされている。
- オ 一般懸賞で提供できる景品類の総額は、懸賞に関わる売上予定総額の2%以内とされている。

633510 解答： 2 2 2 2 1

- 703501 次のア～オは、小売業と消費者の取引に関する景品表示法の規制について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)
- ア 景品表示法は、取引に付随した景品類の提供について規制している。
- イ 取引に付随して規制される景品類は、総付景品、一般懸賞、共同懸賞の3種類に分類できる。
- ウ 商品購入全員に景品類を提供する場合、一般懸賞に該当する。
- エ 取引に付随して割引券を発行する場合や、自他店共通の割引券を発行する場合は、値引に該当する。
- オ 市価 6,000 円程度の商品を 5,000 円で販売するとき、「市価 10,000 円の商品を 5,000 円で提供」と表示して販売すると、景品表示法における二重価格表示に該当する。

703501 解答： 1 1 2 2 1

- 753503 次のア～オは、景品表示法にもとづく景品規制について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)
- ア 総付景品は、懸賞によらず、取引に付随して提供する景品類のことであるため、商品購入にかかわらず来店者全員に提供する景品も該当する。
- イ 購入金額に応じて提供するスタンプや、買物カードの購入金額に応じて景品を提供する場合は、総付景品には該当しない。
- ウ 一般懸賞で提供できる景品類の限度額は、取引価額 5,000 円未満は取引価額の 100 倍、取引価額 5,000 円以上は 100 万円となっている。
- エ 共同懸賞で提供できる景品類の限度額は、取引価格にかかわらず 30 万円である。
- オ 共同懸賞でいう「一定地域」とは、店舗や事業施設がある市町村の区域をいい、東京都では特別区をいう。

753503 解答： 1 2 2 1 1

773506 次のア～オは、販売促進に関する法規について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア オープン懸賞は、取引に付随しないで、景品類を提供するものである。
- イ 総付景品は、提供できる海浜類の限度額が、取引価格 1,000 円未満は 100 円、取引価格 1,000 円以上は取引価格の 10 分の 1 となっている。
- ウ 一般懸賞は、単独の事業者が、取引に付随して懸賞によって景品類を提供するものである。
- エ 共同懸賞は、提供できる景品類の限度額が取引価格にかかわらず 30 万円となっている。
- オ セーターの実際のカシミヤの混用率が 80 %前後にかかわらず、「カシミヤ 100 %」と表示した場合、商品の価格その他の取引条件についての不当表示(有利誤認表示)に該当する。

773506 解答： 1 2 1 1 2

793503 次のア～オは、景品類の提供と規制について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 景品表示法では、取引に付随した景品類の提供を規制している。
- イ 総付景品で提供できる景品類の限度額は、取引価格 1,000 円未満は、100 円、取引価格 1,000 円以上は取引価格の 10 分の 4 となっている。
- ウ 一般懸賞で提供できる景品類の総額は、懸賞にかかる売上予定総額の 10 %以内とされている。
- エ 取引に付随しないで経緯品類を提供する懸賞をオープン懸賞という。
- オ オープン懸賞で提供できる景品類には、限度額は設けられていない。

793503 解答： 1 2 2 1 1

653503 次の文章は、景品表示法による不当表示の防止について述べている。

文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

景品表示法における不当表示とは、事業者が顧客を〔ア〕する手段として、販売する商品やサービスの品質、規格、取引条件などが〔イ〕と異なったり、実際のものより優れている、あるいは有利であると、消費者に〔ウ〕されるような表示である。

同法では、不当な表示を防止するために、具体的な〔エ〕を規定するとともに、違反した事業者に対して、〔オ〕による指示や立入り検査などの措置をとることを盛り込んでいる。

- 【語群】
- | | | | | | |
|------|---|-----------|---|------------|---|
| 1. 偽 | 装 | 5. 告 | 発 | 9. 誤 | 認 |
| 2. 定 | 価 | 6. 誘 | 引 | 10. 経済産業大臣 | |
| 3. 事 | 実 | 7. 信 | 頼 | | |
| 4. 禁 | 止 | 8. 都道府県知事 | | | |

653503 解答： 6 3 9 4 8

- 733504 次のア～オは、不当表示について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)
- ア 不当な表示の防止に関する規制は、計量法にもとづいて定められている。
- イ 法令違反の不当な表示を行った事業者に対しては、都道府県知事による指示や立ち入り検査、消費者庁長官による措置命令などが行われる。
- ウ カシミヤ混用率80%のセーターに「カシミヤ100%」と表示した場合、有利誤認表示に該当する。
- エ 他社も用いている技術であるにもかかわらず、「当社独自の技術」と表示した場合、優良誤認表示に該当する。
- オ 実際の価格が6000円程度のものを「市価10,000円の商品を5,000円で提供」などと表示した場合、不当な二重価格表示に該当する。

733504 解答： 2 1 2 1 1

- 332607 次の事項のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)
- ア 不正競争防止法では、事業者が供給する商品やサービスの取引について、「価格等の取引条件が実際のものや他の業者のものよりも著しく有利であると誤認されるような表示」を禁止している。
- イ 景表法では、「商品等に虚偽の原産地を表示したり原産地等を誤認させる行為」を禁止している。
- ウ 不正競争防止法では、「商品等に品質などについて誤認させる表示をするなどの行為」を禁止している。
- エ 景表法では、一般懸賞によって提供できる景品類の最高額について、取引価格が5000円未満の場合その10倍までと規定している。
- オ 2003年に行われた景表法改訂の要点は、①不実証広告規制の導入、②都道府県知事による執行力の強化、③手続規定の整備の3点である。

332607 解答： 2 2 1 2 1

- 673509r 次のア～オについて、最も関係の深いものを、右側の語群から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点) 【語 群】
- ア フランチャイズ事業の本部事業者は、加盟者に対してあらかじめ重要な契約事項を書面で説明しなければならない。
- イ 価格表示に対する違反行為の未然防止と適正化をはかるため、どのような価格表示が消費者に誤認を与えるかについて明示している。
- ウ 消費生活用製品の安全性を確保するため、特定商品の製造、輸入および販売を規制している。
- エ 製品の欠陥などによって、消費者が生命・身体・財産上などの被害を受けた場合、事業者が賠償の責任を負う。
- オ 遺伝子組み換えの原材料などが使用された商品か否か、表示義務のある場合と任意表示の場合を明示している。

673509r 解答： 2 4 6 7 5

2 環境問題と消費生活

503310 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

1993年11月に、わが国の環境の保全に関する基本理念とその施策の枠組を定める〔ア〕法が制定された。最近、消費生活に身近なリサイクル法が次々と導入され、1995年6月に公布された〔イ〕法を始め、2001年4月には〔ウ〕法が、続いて同年6月には〔エ〕法が施行された。これらのリサイクル法は、消費者にとっても販売者にとっても多くの課題がある。現在、リサイクルの対象に義務付けられた家庭電気製品は、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、〔オ〕の4種類である。

- 【語群】
- | | | |
|------------|---------------|----------|
| 1. 家電リサイクル | 5. 容器包装リサイクル | 9. エアコン |
| 2. 環境影響評価 | 6. 環境基本 | 10. 食品衛生 |
| 3. 食品リサイクル | 7. 資源廃棄物リサイクル | |
| 4. パソコン | 8. 製造物責任 | |

503310 解答： 6 5 1 3 9

633503 次の文章は、リサイクルに関する法令について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

現在、国内で排出される一般廃棄物および家庭ゴミ全体の容積の6割程度は〔ア〕で占められており、ゴミ処理場不足や〔イ〕の発生などの問題に対応するため、「ア リサイクル法」が制定されている。同法の対象となるのは、アルミ缶やスチール缶などの金属、ガラス瓶、ペットボトル、紙、〔ウ〕などのアであり、これらの分別収集や再商品化を促進している。

また、「家電リサイクル法」は、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン、〔エ〕を対象として、再利用や廃棄物減量化を促進しており、〔オ〕は、所定の費用を支払って販売店などに廃棄家電として処理を依頼し、販売側も所定ルートで取り扱わなければならない。

- 【語群】
- | | | |
|----------|-----------|---------|
| 1. 食品廃棄物 | 5. 生ゴミ | 9. 容器包装 |
| 2. メーカー | 6. パソコン | 10. 消費者 |
| 3. 食中毒 | 7. ダイオキシン | |
| 4. 洗濯機 | 8. プラスチック | |

633503 解答： 9 7 8 4 10

793504 次の文章は、消費生活に関連する各種リサイクル法について述べている。

文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

「容器包装リサイクル法」の正式名称は、「容器包装に係る〔ア〕及び再商品化の促進等に関する法律」であるが、対象となる容器包装8種類のうち、アルミ缶、スチール缶、紙パック、〔イ〕はすでに市場において円滑なリサイクルが進んでいることから、再商品化義務の対象となっていない。

「家電リサイクル法」で回収が義務づけられている特定家庭用機器は、冷蔵庫、ブラウン管テレビ、エアコン、洗濯機、冷凍庫の5品目であったが、2009年より、液晶テレビ、プラズマテレビ、〔ウ〕が加わった。

「食品リサイクル法」の正式名称は、「〔エ〕の再生利用等の促進に関する法律」である。この法律にもとづく食品廃棄物の再生利用などに取り組む優先順位は、①発生を抑制する、②再生利用する、③〔オ〕する、④減量する、となっている。

【語群】

- | | | | | |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ア | 1. 分別収集 | 2. リユース | 3. リデュース | 4. 再資源化 |
| イ | 1. PETボトル | 2. 段ボール | 3. ガラス瓶 | 4. 紙製容器製品 |
| ウ | 1. プリンタ | 2. 衣類乾燥機 | 3. パソコン | 4. 携帯電話 |
| エ | 1. 食品再生資源 | 2. 食品回収資源 | 3. 食品廃棄資源 | 4. 食品循環資源 |
| オ | 1. 再販売 | 2. 埋立処分 | 3. 熱回収 | 4. 堆肥化 |

793504 解答： 1 2 2 4 3

743507 次の文章は、食品リサイクル法について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

2001年5月に施行された食品リサイクル法は、製造業、加工業、卸売業、小売業、飲食業などの食品関連事業者を対照に、〔ア〕の発生の抑制や減量、〔イ〕などを促す法律で、これにより〔ウ〕への負荷が少ない〔エ〕の構築を目指している。

アのイなどへ取り組む優先順位は、①発生を抑制する、⇒ ②イする、⇒ ③〔オ〕する、⇒ ④減量する、となっている。

- 【語群】
- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| 1. 容器包装 | 5. 再生利用 | 9. 食品廃棄物 |
| 2. 循環型社会 | 6. 環境 | 10. 環境アセスメント |
| 3. コンシューマリズム | 7. モニタリング | |
| 4. 経営 | 8. 熱回収 | |

743507 解答： 9 5 6 2 8

873503 次の文章は、食品リサイクル法について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

「食品リサイクル法」の正式名称は、「〔ア〕の再生利用等の促進に関する法律」である。

この法律の対象者は、製造業、卸売業、小売業、飲食業のほか〔イ〕も含まれる。また、リサイクル等に取り組む優先順位は次のようになっている。

- ① 製造、流通、消費の各段階で、食品廃棄物などの発生を抑制する。
- ② 再資源化できるものは、飼料や肥料などへ〔ウ〕する。
- ③ ウが困難な場合に限り〔エ〕する。
- ④ ウやエができない場合は、脱水・乾燥などで〔オ〕して適正に処理しやすいようにする。

【語 群】

ア	1.生	ゴ	ミ	2.消費期限切れ食品	3.食 品 廃 棄 物	4.食品循環資源
イ	1.農		業	2.漁	業	3.加 工 業
ウ	1.再 生 利 用	2.減		量	3.廃	棄
エ	1.再 生 利 用	2.減		量	3.廃	棄
オ	1.再 生 利 用	2.減		量	3.廃	棄
						4.熱 回 収

873503 解答： 4 3 1 4 2

763505 次の文章は、環境問題への対応について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

・家電リサイクル法は、消費者は「〔ア〕への引渡しと費用の負担」、アは「消費者からの引取りと〔イ〕への引渡し」、イは、「アからの引取りとリサイクル」と、関係するすべての人々が協力してリサイクルを進めていくことを基本的な考え方としている。

・〔ウ〕は、消費者が環境保全に役立つ商品を選択することで、環境意識を鮮明にし、環境に配慮した消費者活動を推進する事業である。

・〔エ〕は、古紙の再生利用を通して、社会環境の緑化を推進し、併せて古紙の回収・利用の促進に関わる啓発や普及活動を行う団体である。

・〔オ〕は、環境管理・監査の国際規格という環境マネジメントシステムを構築するために企業に要求される規格である。

【語 群】

ア	1.市 区 町 村	2.廃品回収業者	3.小 売 業 者	4.製 造 業 者
イ	1.市 区 町 村	2.廃品回収業者	3.小 売 業 者	4.製 造 業 者
ウ	1.クーリング・オフ	2.グリーンマーク事業	3.グッドデザイン事業	4.エコマーク事業
エ	1.国際エネルギー プログラム	2.グリーンマーク事業	3.ゼロ・ゼロ・リファイト システム	4.エコマーク事業
オ	1. J I S 規格	2. J A S 規格	3.特定 J A S 規格	4. I S O 14001

763505 解答： 3 4 4 2 4

693504 次の文章は、小売業の地球環境問題に配慮したビジネス活動について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当な

ものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

今日、企業の〔ア〕として、自主的に地球環境対策に取り組む例が数多く見られる。

そうした取組みの一つとして、国際規格となっている〔イ〕という環境マネジメントシステムの〔ウ〕がある。このシステムでは、企業が事業活動に伴う環境への〔エ〕を把握し、環境対策に関する経営方針や目標、行動を掲げ、実施にあたる組織の責任体制を明確にすることなどが求められる。

また、取り組んでいる環境対策に関する事項を広く一般に開示するために、毎年〔オ〕を発行する企業も数多くある。

- 【語群】
- | | | |
|--------------------|-----------|----------|
| 1. 購入 | 5. 環境影響評価 | 9. 取得 |
| 2. 社会的責任 | 6. 社会問題 | 10. 雇用責任 |
| 3. デジタル・リファクト・システム | 7. 負荷 | |
| 4. ISO14000シリーズ | 8. 環境報告書 | |

693504 解答： 2 4 9 7 8

833502 次の文章は、企業の環境対応について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

今日、企業の〔ア〕として、自主的に地球環境対策に取り組む例が数多く見られる。

そうした取組みの一つとして、国際規格である〔イ〕シリーズという環境マネジメントシステムの〔ウ〕がある。このシステムでは、企業が事業活動に伴い環境へもたらす〔エ〕を把握し、環境対策に関する経営方針や目標、行動を掲げ、実施にあたる組織の責任体制を明確にすることなどが求められる。

また、取り組んでいる環境対策に関する事項を広く一般に開示するために、毎年、〔オ〕を発行する企業も数多くある。

【語群】

- | | | | | |
|---|------------|-------------|-------------|-------------|
| ア | 1. 販売促進 | 2. 賠償責任 | 3. 雇用責任 | 4. 社会的責任 |
| イ | 1. ISO9000 | 2. ISO14000 | 3. ISO12000 | 4. ISO24000 |
| ウ | 1. 取得 | 2. 販売 | 3. 開発 | 4. 評価 |
| エ | 1. 配慮 | 2. 学習 | 3. 負荷 | 4. サポート |
| オ | 1. コンポスト | 2. 環境報告書 | 3. 事業計画書 | 4. 有価証券報告書 |

833502 解答： 4 2 1 3 2

803505 次の文章は、環境規格とビジネス活動について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

今日、企業は自発的に地域環境対策に取り組む例が見受けられる。その取組み一つとして、国際規格になっている〔ア〕という環境マネジメントシステムの〔イ〕がある。このシステムでは、企業が〔ウ〕に伴う環境への負荷を把握し、環境に関する環境方針・目標を掲げ、実施にあたる組織の〔エ〕の明確化が求められている。具体的には、小売業では、店舗で排出する生ゴミから〔オ〕をつくり、それを地域の農家に配布する取組みが有名である。

【語 群】

- | | | | |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| ア 1.ISO9000シリーズ | 2.ISO12000シリーズ | 3.ISO14000シリーズ | 4.ISO15000シリーズ |
| イ 1.販 売 | 2.取 得 | 3.委 託 | 4.支 援 |
| ウ 1.事 業 活 動 | 2.国 際 化 | 3.多 角 化 | 4.リストラクチャリング |
| エ 1.人 員 配 置 | 2.責 任 体 制 | 3.人 事 異 動 | 4.福 利 厚 生 |
| オ 1.グ レ ア | 2.デ ポ ジ ッ ト | 3.グ リ ー ン マ ー ク | 4.コ ン ポ ス ト |

803505 解答： 3 2 1 2 4

843506 次のア～オは、環境問題と消費生活について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 環境基本法にもとづき制定された環境基本計画の目標は、循環、共生、参加、国際的取組みを実現する社会の構築である。
- イ 容器包装リサイクル法における分別収集の対象となる容器包装のうち、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールは、再商品化義務の対象とはなっていない。
- ウ 家電リサイクル法にもとづく廃家電4品目は、エアコン、加湿器、洗濯機、冷蔵庫である。
- エ 食品関連事業者が、食品リサイクル法にもとづき食品廃棄物の再生利用などに取り組む際の優先順位は、①発生を抑制する、②減量する、③再生利用する、④熱回収する、である。
- オ 公益財団法人古紙再生促進センターが制定したグリーンマークは、原則として古紙を40%以上原料に利用した紙製品などに付与される。

843506 解答： 1 1 2 2 1

813502 次のア～オは、環境問題に対応した法令や制度等について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 家電リサイクル法は、消費者から製造業者まで、関係するすべての人が協力してリサイクルを進めるいくことを基本としている。
- イ エコマーク事業においては、環境負荷が少なく、環境保全に役立つと認定された商品にエコマークが付与される。
- ウ 環境基本法にもとづく環境基本計画の政策目標は、「循環」「共生」「参加」「国際的取組み」を実現する社会の構築としている。
- エ グリーンマーク事業では、原則として古紙を80%以上原料に使用した紙製品にはグリーンマークが付与される。
- オ 食品リサイクル法において、食品廃棄物の再生利用に取り組む優先順位は、①熱回収、②発生の抑制、③飼料・肥料などへの再生利用、④脱水・乾燥などで減量となっている。

813502 解答： 1 1 1 2 2

703506 次のア～オは、資源のリサイクルに関連する法令や制度などについて述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

- ア アルミ缶は、容器包装リサイクル法の対象となっている。
- イ パソコンは、家電リサイクル法の対象となっている。
- ウ 小売業は、食品リサイクル法の対象となっている事業者である。
- エ 循環型社会を形成するためのキーワードとして使われる‘3R’とは、リデュース、リユース、リサイクルを意味する。
- オ デポジット・リファインド・システムは、紙製容器包装の再使用を促進する仕組みである。

703506 解答： 1 2 1 1 2

673503 次のア～オは、環境問題に応じた法令や制度等について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア エコマーク事業とは、消費者が環境保全に役立つ商品を選択することで、環境意識を鮮明にし、環境に配慮した消費生活を推進する事業である。
- イ 食品リサイクル法とは、商品の容器包装のリサイクルを促進する法令である。
- ウ ビール瓶のように、販売店に空瓶を返却すると、瓶代として代金が戻る仕組みをデポジット・リファインド・システムという。
- エ 家電リサイクル法では、メーカーと販売店の二者が費用を負担して、廃家電の処理を行うよう規定している。
- オ 企業などが環境に配慮した活動を行うための方針として制定されている環境管理・監査のための国際規格をISO9000シリーズという。

673503 解答： 1 2 1 2 2

853504 次のア～オは、環境問題と消費生活について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア エコマーク事業とは、消費者が環境保全に役立つ商品を選択することで、環境意識を鮮明にし、環境に配慮した消費生活を推進する事業である。
- イ 食品リサイクル法とは、商品の容器包装のリサイクルを促進する法令である。
- ウ デポジット・リファインド・システムは、容器のリサイクルを促すための仕組みであり、瓶ビールなどでよく用いられる。
- エ 家電リサイクル法では、メーカー、販売店、消費者の三者が収集、運搬、再商品化などの費用を負担して、廃家電の処理を行うよう規定している。
- オ 企業等が環境に配慮した活動を行うための指針として制定されている国際規格をISO9000シリーズという。

853504 解答： 1 2 1 1 2

<混合問題>

843503 次のア～オは、小売業における主な法規について述べている。

正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の
所定欄にマークしなさい。(15点)

- ア 大規模小売店舗立地法の対象は、原則として店舗面積が1,000 m²を超える大型店である。
- イ 中小小売商業振興法で規定している高度化事業には、ポイントカード・商品券の発行、イベントの実施などがある。
- ウ 中心市街地活性化法は、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備を通じて中小小売業の振興をはかるために設定された法律である。
- エ 民法によると、売り主が契約を履行するまでは、買い主は手付を放棄して自由に契約を解除できるとされている。
- オ 割賦販売法では、契約の仕組みの違いによってクレジットを、割賦販売、信用購入あっせん、ローン提携販売の3つに分類している。

843503 解答： 1 2 2 1 1

733502 次のア～オは、小売業に関連する法令について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

- ア 大規模小売店舗立地法は、大型店周辺の中小小売商業を保護することを目的としている。
- イ 割賦販売法は、小売業者の利益は維持することを目的としている。
- ウ 食肉・魚介類を販売する小売業は、営業施設について食品衛生法の基準を満たしたうえで、農林水産大臣の許可を得なければならない。
- エ ペットショップは、動物愛護管理法にもとづいて、飼養施設の規模や構造などの基準を満たすことを義務づけられている。
- オ 消費生活用製品安全法は別名PL法と呼ばれ、製品の欠陥により消費者が被害を被った場合、事業者が賠償責任を負うことを規定している。

733502 解答： 2 2 2 1 2

543107 次の事項のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を、
答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 大型の小売店舗の新規出店は、地元の小売業者の保護及びその周辺地域の生活環境の保持を目的とする大店立地法（大規模小売店舗立地法）によって規制されている。
- イ 一般的な売買契約は、顧客による購入の申し込みの意思表示と店側の承諾の意思表示の合致があれば、その時点で成立しているので、契約書の作成は契約の成立要件ではない。
- ウ 顧客が仕立て屋に反物を渡し、着物の仕立てを注文して、着物の完成後に代金を支払う契約は、委任契約という。
- エ 割賦販売法が適用される場合のクレジットカードでの代金支払期間と支払回数は、2ヵ月以上の期間にわたり、2回以上の分割払いであることが必要である。
- オ 景品表示法で禁止されている不当表示には、商品の容器や包装だけでなく、看板や広告における不当な表示も含まれる。

543107 解答： 2 1 2 2 1

- 713502 次のア～オは、小売業について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)
- ア 中小小売商業振興法では、フランチャイズ事業の本部事業者は、重要な契約事項について加盟希望者に書面で説明することなどを義務づけている。
- イ 米穀類の販売については、従来の食糧管理法においては、許可性であったが、現在の食糧法では届出性となった。
- ウ 特定商取引法と割賦販売法において規定されているクーリング・オフ制度は、通信販売には適用されない。
- エ 製造物責任法においては医薬品の安全確保のために、「日本薬局方」を定めている。
- オ 有機食品の検査認証・表示制度は、国際食品規格委員会の「有機食品に関するガイドライン」に適合している。

713502 解答： 1 1 1 2 1

- 663502 次のア～オは、小売業に関する各種法令や制度について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)
- ア 遺伝子組換え食品については、食品リサイクル法にもどづく「遺伝子組替え表示」が義務づけられている。
- イ 「当店通常価格 10,000 円の商品を特価 7,000 円で提供」のように、価格を併記することを二重価格表示という。
- ウ 計量法では、商品を計量する計量器について、検定証印などが付されているもので有効期間内のものを使用することを義務づけている。
- エ 都道府県が、地域の特産品などを推奨、認証したマークのことを「Eマーク」という。
- オ 家電リサイクル法では、テレビ、パソコン、冷蔵庫の3品目を回収することが義務づけられている。

663502 解答： 2 1 1 1 4

- 873504 次のア～オは、商品に関する法規について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)
- ア 消費生活用製品安全法で規定するJASマーク制度により規制対象となっている特別特定製品については、登録検査機関による検査が義務づけられている。
- イ 食品表示法の設定に際しては、加工食品の栄養表示が原則として義務化されている。
- ウ 医薬品医療機器等法における医療機器には、ソフトウェア(プログラム)も含まれる。
- エ 加工食品の日付表示には賞味期限と消費期限があるが、劣化が比較的遅い、スナック菓子、カップめん、缶詰などには消費期限が表示されている。
- オ 特定保健用食品マークは、特定の保健の用途の表示を消費者庁が許可した食品にのみ付与される。

873504 解答： 2 1 1 2 1

販売士3級 演習問題2021

<販売・経営管理> 第3章 小売業の計数管理

1 販売員に求められる計数管理

242502r 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

損益計算書では〔ア〕から〔イ〕を引いて売上総利益を出し、それから販売費および一般管理費を引いて〔ウ〕を出す。それに営業外収益を加え〔エ〕を引いて〔オ〕を求めている。

- 【語群】
- | | | |
|-----------|------------|---------|
| 1. 営業利益 | 5. 営業外費用 | 9. 未払金 |
| 2. 経常利益 | 6. 当期純利益 | 10. 売上高 |
| 3. 売上原価 | 7. 期首商品棚卸高 | |
| 4. 税引き前利益 | 8. 純仕入高 | |

242502r 解答： 10 3 1 5 2

583506r 次の文は、販売活動における損益計算の順序について述べたものである。
文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

- ①第一段階は、売上高から〔ア〕を差し引いて〔イ〕を算出する。
②第二段階は、イから販売費や管理費などの営業諸経費を差し引いて〔ウ〕を算出する。
③第三段階は、ウから営業外収益を加算し、営業外費用を減算して〔エ〕を算出する。
④第四段階は、エに特別損益を加減し、〔オ〕を算出する。

- 【語群】
- | | | |
|---------|-------------|----------|
| 1. 純仕入 | 5. 売上値引 | 9. 売上総利益 |
| 2. 営業利益 | 6. 期首商品棚卸高 | 10. 経常利益 |
| 3. 売上原価 | 7. 期末商品棚卸高 | |
| 4. 連結決算 | 8. 税引前当期純利益 | |

583506r 解答： 3 9 2 10 8

673502r 次の文章は、小売業の営業収益、営業利益、経常利益について述べている。
文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

小売業の売上総利益とは、販売活動の結果得られた企業の基本となる利益であり、売上高から、売上商品に係った費用（〔ア〕）を差し引いたものである。

営業利益とは、売上総利益から〔イ〕及び一般管理費を差し引いたもので、小売業が〔ウ〕によって稼ぎ出す“儲け”を表す。

経常利益とは、営業利益に〔エ〕を加減したもので、エは主に受取利息や支払利息などの〔オ〕に関する収支を表す。

- 【語群】
- | | | |
|---------|---------|-----------|
| 1. 本業 | 5. 売上原価 | 9. 営業外費用 |
| 2. 販管費 | 6. 副業 | 10. 営業外損益 |
| 3. 仕入高 | 7. 特別損益 | |
| 4. 金融科目 | 8. 販売費 | |

673502r 解答： 5 8 1 10 4

803506r 次の文章は、計数管理の基本について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(15点)

小売業の〔ア〕とは、販売活動の結果得られた企業の基本となる利益であり、売上高から、売上商品に係った費用(売上原価)を差し引いたものである。

営業利益とは、アから〔イ〕及び一般管理費を差し引いたもので、小売業が〔ウ〕によって稼ぎ出す儲けを示す。

経常利益とは、営業利益に〔エ〕を加減したものである。なお、エは主に受取利息や〔オ〕などの財務収益や財務費用に関わる収支を表している。

【語 群】

- | | | | | |
|---|------------|--------|---------|---------|
| ア | 1.特別利益 | 2.雑収入 | 3.売上総利益 | 4.売上高 |
| イ | 1.売上総利益 | 2.売上原価 | 3.販売費 | 4.営業外費用 |
| ウ | 1.製造 | 2.副業 | 3.本業 | 4.配送 |
| エ | 1.営業外損益 | 2.売上原価 | 3.特別利益 | 4.純利益 |
| オ | 1.税引前当期純利益 | 2.借入金 | 3.支払利息 | 4.貸付金 |

803506r 解答： 3 3 3 1 3

693510r 次のア～オについて、最も関係の深い用語を、右側の語群から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点) 【語 群】

- | | | |
|---|---------------------------------------|---------------|
| ア | 買上客数と客単価の積で成り立っている。 | 1.営業外費用 |
| イ | 不動産売却益や投資有価証券売却益などによって臨時的、突発的に発生した利益。 | 2.特別利益 |
| ウ | 売上高から売上原価を差し引いた利益。 | 3.売上総利益 |
| エ | 本業によってどれだけ儲けを生み出したかをみる利益。 | 4.販売費および一般管理費 |
| オ | 人件費、地代家賃、広告宣伝費、運送費などの諸費用。 | 5.営業利益 |
| | | 6.経常利益 |
| | | 7.売上高 |

693510r 解答： 7 2 3 5 4

633505 次のア～オは、小売業の損益計算書における収益や利益の科目について述べている。最も関係の深いものを、右側の語群から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点) 【語 群】

- | | | |
|---|--------------------------------------|------------|
| ア | 不動産売却益や投資有価証券売却益などによって臨時的、突発的に発生した利益 | 1.純売上高 |
| イ | 売上総利益から販売費および一般管理費を差し引いた利益 | 2.営業外収益 |
| ウ | 経常利益に特別損益を加えた利益 | 3.営業収益 |
| エ | 総売上高から売上戻り高と売上値引を引いた収益 | 4.税引後当期純利益 |
| オ | 売上高に不動産賃貸料収入やその他の営業収入などを加えた収益 | 5.営業利益 |
| | | 6.特別利益 |
| | | 7.税引前当期純利益 |

633505 解答： 6 5 7 1 3

XX35YY 次の資料は、A社の損益計算書の抜粋である。〔 〕の部分に、下記の数値のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

自令和X年4月1日至令和Y年3月31日
(単位：千円)

I	売上高	〔ア〕	【数 値】	
II	売上原価	-) 1, 247	1.	517
	売上総利益	600	2.	75
III	販売費および一般管理費	-) 〔イ〕	3.	683
	営業利益	83	4.	43
IV	営業外収益	+) 〔ウ〕	5.	647
V	営業外費用	-) 55	6.	16
	経常利益	45	7.	4
VI	特別利益	+) 〔エ〕	8.	1, 847
VII	特別損失	-) 3	9.	17
	税引前当期純利益	46	10.	73
VIII	法人税等	-) 〔オ〕		
	当期純利益	30		

XX35YY解答： 8 1 9 7 6

372508r 次の資料は、A社の損益計算書の抜粋である。〔 〕の部分に、下記の数値のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

自平成X年4月1日至平成Y年3月31日
(単位：千円)

I	売上高	〔ア〕	【数 値】	
II	売上原価	124, 765	1.	51, 691
	売上総利益	60, 005	2.	7, 554
III	販売費および一般管理費	〔イ〕	3.	68, 319
	営業利益	8, 314	4.	4, 399
IV	営業外収益	〔ウ〕	5.	64, 760
V	営業外費用	5, 572	6.	1, 888
	経常利益	4, 619	7.	424
VI	特別利益	〔エ〕	8.	184, 770
VII	特別損失	322	9.	1, 877
	税引前当期純利益	4, 721	10.	7, 361
VIII	法人税等	〔オ〕		
	当期純利益	2, 833		

372508r 解答： 8 1 9 7 6

643503 次の表は、小売業の一般的な損益計算書である。表中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

		科目	金額
経常 損益 の 部	営業 損益 の 部	売上高	25,658
		売上原価	〔ア〕
		売上総利益	6,927
		販売費・一般管理費	〔イ〕
		〔ウ〕	769
	営業外 損益 の 部	営業外収益	25
		営業外費用	28
		〔エ〕	〔オ〕
特別 損益 の 部	特別利益	34	
	特別損失	16	
		税引前当期純利益	784

- 【語群】
- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| 1. 減価償却費 | 5. 7,696 | 9. 経常利益 |
| 2. 766 | 6. 限界利益 | 10. 822 |
| 3. 18,731 | 7. 32,585 | |
| 4. 営業利益 | 8. 6,158 | |

643503 解答： 3 8 4 9 2

603509 次のア～オは、損益計算書における利益と費用について述べたものである。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 経常利益は、営業利益に営業外収益と営業外費用の差額である営業外損益を反映させた利益である。
- イ 営業外損益とは、主に受取利息や支払利息などの金融科目に関わる収支のことである。
- ウ 固定費とは、販売費および一般管理費の中で、正規社員の人件費や家賃など、売上高の増減に関係なく、毎年ほぼ一定にかかる費用である。
- エ 期末商品棚卸高とは、決算日翌日の在庫金額のことである。
- オ 仕入諾掛りとは、商品の仕入にともなってかかる荷造り・運賃、保険料などのことである。

603509 解答： 1 1 1 2 1

713506r 次のア～オは、計数管理について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

- ア 当期純利益とは、経常利益に特別損益を加えたものである。
- イ 経常利益とは、売上総利益に営業外損益を加えたものである。
- ウ 営業利益とは、売上総利益から売上原価を引いたものである。
- エ 販売費および一般管理費とは、販売活動に関わる人件費、地代家賃、広告宣伝費などのことをいう。
- オ 売上高は、買上客数と客単価の積である。

713506r 解答： 2 2 2 1 1

2 売上高・売上原価・売上総利益（粗利益高）の関係

- 2-1 売上高
- 2-2 売上総利益（粗利益高）

533401 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(20点)

- 1 売上高は、売価と〔ア〕数量の乗算の積である。ア数量が一定であるならば、〔イ〕が高いほど、売上高は大きくなる。
 - 2 売価と原価の差額を〔ウ〕という。ウが大きければ、売上高が同額であっても、売上総利益は〔エ〕する。
 - 3 高級品は、一般に〔オ〕が低く、かつ、残品による損失も多くなる傾向がある。
- 【語群】
- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 仕入 | 5. 商品回転率 | 9. 売買差益 |
| 2. 平均売価 | 6. 販売 | 10. 期間損益 |
| 3. 減少 | 7. 増加 | |
| 4. 商品ロス | 8. 経常利益 | |

533401 解答： 6 2 9 7 5

543401 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(20点)

- 1 売価と原価の差額は〔ア〕という。〔ア〕が大きいと、売上高が同額でも〔イ〕は増加する。
 - 2 営業利益は、売上総利益から〔ウ〕および一般管理費を控除して算出する。
 - 3 商品の仕入に伴って発生する荷造・運賃や〔エ〕などを仕入諸掛りという。仕入諸掛りは、〔オ〕に加算して売上原価に含める費用である。
- 【語群】
- | | | |
|-----------|------------|---------|
| 1. 仕入高 | 5. 特別利益 | 9. 売買差益 |
| 2. 価格 | 6. 仕入値引 | 10. 販売費 |
| 3. 利益 | 7. 保険料 | |
| 4. 売上高構成比 | 8. 期首商品棚卸高 | |

543401 解答： 9 3 10 7 1

793205 次の文章は、利益の構造について述べている。文中の〔 〕の部分に、
下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案
用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

小売業では、商品の販売価格を通常、〔ア〕と呼んでいる。商品の〔イ〕に自店の利益
を加えたものがアであり、アを決めることを〔ウ〕という。

販売価格からイを引いて、さらにさまざまな〔エ〕や値引高を除いた後の利益が〔オ〕
である。

【語 群】

- | | | | | |
|---|-------------|-------------|-------------|---------------|
| ア | 1.定 価 | 2.売 価 | 3.オープン 価 格 | 4.希 望 小 売 価 格 |
| イ | 1.売 価 | 2.原 価 | 3.定 価 | 4.正 札 |
| ウ | 1.値 入 れ | 2.ソースマーキング | 3.正 札 | 4.値 札 |
| エ | 1.減 価 償 却 費 | 2.販 売 費 | 3.一 般 管 理 費 | 4.ロ ス 高 |
| オ | 1.営 業 外 収 益 | 2.当 期 純 利 益 | 3.粗 利 益 | 4.経 常 利 益 |

793205 解答： 2 2 1 4 3

753207 次の文章は、利益の構造について述べている。文中の〔 〕の部分に、
下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその
番号をマークしなさい。(10点)

商品の販売価格を決めることを〔ア〕という。仕入売価から仕入原価を差し引いた額を
〔イ〕という。イは、〔ウ〕に計画した利益を意味する。また、〔エ〕に実現した利益を
粗利益高という。

イを売価で割ってパーセント表示したものが〔オ〕であり、オは粗利益率よりも高いの
が一般的である。

- 【語 群】
- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| 1. 販 売 時 | 5. 値 入 | 9. 仕 入 原 価 |
| 2. 仕 入 時 | 6. 検 品 | 10. 値 入 高 |
| 3. 仕 入 高 | 7. 原 価 値 入 率 | |
| 4. 売 価 値 入 率 | 8. 陳 列 時 | |

753207 解答： 5 10 2 1 4

683210 次の文章は、値入率と粗利益率の関係について述べている。
文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なもの
を選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

値入率とは、〔ア〕に計画した利益のことであり、売価に対する値入高の割合を意味す
る。また、値入率は、〔イ〕からみた利益率のことであり、値入率の高い方が粗利益率が
増加する。

一方、粗利益率とは、〔ウ〕に実現した利益のことであり、〔エ〕に対する粗利益高の
割合を意味する。

これらの関係についてみると、通常は、仕入から販売に至るまでに値下げや商品破損、
あるいは盗難といったロスが発生するため、そのロスの分だけ、粗利益率は値入率よりも
〔オ〕なる。

- 【語 群】
- | | | | |
|------------|------------|-------|---|
| 1. 仕 入 高 | 5. 仕 入 時 | 9. 高 | く |
| 2. 売 上 高 | 6. 販 売 時 | 10. 低 | く |
| 3. 仕 入 売 価 | 7. 値 上 げ 時 | | |
| 4. 売 価 | 8. 値 下 げ 時 | | |

683210 解答： 5 3 6 2 10

262504r 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
 答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

売上高対売上総利益率の低下原因としては、〔ア〕の低い商品の〔イ〕が増えているか、
 売価は同じで〔ウ〕が上昇しているか、〔エ〕が多いか、〔オ〕の記載洩れが多いか等が
 あげられる。

- 【語群】
- | | | |
|---------|----------|---------|
| 1. 売上高 | 5. 売上割合 | 9. 保険料 |
| 2. 輸入価格 | 6. 仕入価格 | 10. 売掛金 |
| 3. 入荷 | 7. 商品ロス | |
| 4. 値入率 | 8. 広告宣伝費 | |

262504r 解答： 4 5 6 7 1

2-3 売上原価

xx25xx 次の文章は、小売業の期間粗利益高の計算法について述べている。文中の
 〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の
 所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

小売業の期間粗利益高は、次の手順で算出される。

粗利益高(売上総利益) = 売上高 - 〔イ〕

売上原価 = 期首商品棚卸高 + 〔ア〕 - 期末商品棚卸高

ここでの棚卸高は、実際に現物を数えて把握された〔ウ〕を用いるべきである。それは、
 帳簿で把握できる〔エ〕には、さまざまな〔オ〕が隠れており、正確な数値とはなり得ない
 からである。

- 【語群】
- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 売上原価 | 5. 販売費・管理費 | 9. 帳簿棚卸高 |
| 2. 販売経費 | 6. 販売機会ロス | 10. POSデータ |
| 3. 当期商品仕入高 | 7. 死に筋商品 | |
| 4. 不明ロス | 8. 実地棚卸高 | |

xx35xx 解答： 3 1 8 9 4

853507 次の文章は、販売員に求められる計数管理について述べている。文中
 の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当
 なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

・損益計算書の利益のうち、粗利益高といわれるのは〔ア〕のことである。また、本業に
 よってもうけた利益を示しているのは〔イ〕である。

・店舗を運営するための人件費、〔ウ〕、店舗の家賃などを、損益計算書では〔エ〕という。

・小売業の損益計算書の売上原価の計算において、期首商品棚卸高(期首在庫高)600,000
 円、当期商品仕入高(期中仕入高)7,000,000円、期末商品棚卸高(期末在庫)550,000円
 であるとき、売上原価は〔オ〕円となる。

【語群】

- | | | | |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| ア 1. 売上総利益 | 2. 営業利益 | 3. 経常利益 | 4. 当期純利益 |
| イ 1. 売上総利益 | 2. 営業利益 | 3. 経常利益 | 4. 当期純利益 |
| ウ 1. 支払利息 | 2. 法人税等 | 3. 雑損失 | 4. 広告宣伝費 |
| エ 1. 販売費及び一般管理費 | 2. 法人税等 | 3. 特別損失 | 4. 営業外費用 |
| オ 1. 6,950,000 | 2. 7,000,000 | 3. 7,050,000 | 4. 8,150,000 |

853507 解答： 1 2 4 1 3

843507 次の表は、ある小売業における5期分の売買損益計算の資料である。表中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点) (単位：千円)

項目 \ 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
純売上高	56,215	59,158	61,223	60,548	〔オ〕
期首商品棚卸高	〔ア〕	4,389	5,238	5,411	5,319
純仕入高	38,636	〔イ〕	40,403	41,979	44,748
期末商品棚卸高	4,389	5,238	5,411	5,319	5,503
売上原価	38,245	39,909	〔ウ〕	42,071	44,564
売上総利益	17,970	19,249	20,993	〔エ〕	19,410

【語群】

ア 1.	849	2.	3,998	3.	5,503	4.	17,579
イ 1.	34,671	2.	39,060	3.	40,758	4.	45,147
ウ 1.	34,992	2.	40,230	3.	40,576	4.	45,814
エ 1.	13,250	2.	18,477	3.	18,569	4.	18,661
オ 1.	63,700	2.	63,974	3.	64,158	4.	64,342

843507 解答： 2 3 2 2 2

833507 次の表は、ある小売業における5期分の売買損益計算の資料である。表中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点) (単位：千円)

項目 \ 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
純売上高	23,125	〔イ〕	27,220	28,684	30,107
期首商品棚卸高	1,040	2,292	1,639	1,017	1,569
純仕入高	11,658	10,505	〔ウ〕	13,187	14,550
期末商品棚卸高	2,292	1,639	1,017	1,596	〔オ〕
売上原価	〔ア〕	11,158	12,130	12,608	13,524
売上総利益	12,719	14,203	15,090	〔エ〕	16,583

【語群】

ア 1.	10,406	2.	11,658	3.	13,950	4.	14,990
イ 1.	24,708	2.	25,324	3.	25,361	4.	26,014
ウ 1.	9,474	2.	11,508	3.	14,468	4.	15,712
エ 1.	14,480	2.	14,918	3.	15,497	4.	16,076
オ 1.	1,026	2.	2,027	3.	2,622	4.	3,059

833507 解答： 1 3 2 4 3

823507 次の表は、ある小売業における5期分の売買損益計算の資料である。
 表中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も
 適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)
 (単位：千円)

項目 \ 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
純売上高	49,123	52,325	〔ウ〕	53,142	57,128
期首商品棚卸高	〔ア〕	4,128	4,503	4,867	5,053
純仕入高	27,808	〔イ〕	32,202	29,898	32,238
期末商品棚卸高	4,128	4,503	4,867	5,053	5,231
売上原価	28,000	28,844	31,838	〔エ〕	32,060
売上総利益	21,123	23,481	23,774	23,430	〔オ〕

【語群】

ア 1.	2,557	2.	3,936	3.	4,230	4.	4,320
イ 1.	28,469	2.	29,219	3.	33,347	4.	27,984
ウ 1.	55,976	2.	56,340	3.	55,612	4.	51,109
エ 1.	29,712	2.	23,244	3.	23,058	4.	24,845
オ 1.	24,890	2.	27,007	3.	25,246	4.	25,068

823507 解答： 4 2 3 1 4

813507 次の表は、ある小売業における5期分の売買損益計算の資料である。
 表中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も
 適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)
 (単位：千円)

項目 \ 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
純売上高	23,564	25,715	28,101	30,003	〔オ〕
期首商品棚卸高	2,105	2,356	2,197	2,812	2,924
純仕入高	15,150	16,013	19,964	〔エ〕	20,954
期末商品棚卸高	2,356	2,197	〔ウ〕	2,924	2,356
売上原価	14,899	〔イ〕	19,349	21,089	21,522
売上総利益	〔ア〕	9,543	8,752	8,914	10,404

【語群】

ア 1.	8,665	2.	8,414	3.	6,309	4.	3,953
イ 1.	9,702	2.	15,854	3.	20,566	4.	16,172
ウ 1.	2,356	2.	2,971	3.	2,812	4.	3,427
エ 1.	20,977	2.	21,201	3.	24,013	4.	23,901
オ 1.	26,234	2.	42,476	3.	31,358	4.	31,926

813507 解答： 1 4 3 2 4

803507 次の表は、ある小売業における5期分の売買損益計算資料である。表中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

(単位：千円)

項目 \ 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
純売上高	78,452	80,642	83,975	85,814	〔オ〕
期首商品棚卸高	〔ア〕	7,324	9,799	6,670	7,115
純仕入高	60,535	65,376	62,372	〔エ〕	69,466
期末商品棚卸高	7,324	9,799	6,670	7,115	8,634
売上原価	61,978	〔イ〕	65,501	67,794	67,947
売上総利益	16,474	17,741	〔ウ〕	18,020	19,164

【語群】

ア 1.	7,324	2.	8,767	3.	1,443	4.	5,881
イ 1.	15,266	2.	55,577	3.	62,901	4.	67,851
ウ 1.	18,474	2.	21,603	3.	24,732	4.	28,273
エ 1.	67,349	2.	68,239	3.	74,909	4.	65,919
オ 1.	88,630	2.	90,149	3.	75,062	4.	87,111

803507 解答： 2 3 1 2 4

793507 次の表は、ある小売業における5期分の売買損益計算資料である。表中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

(単位：千円)

項目 \ 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
純売上高	〔ア〕	67,011	70,545	73,228	75,913
期首商品棚卸高	7,900	7,930	9,453	6,029	6,815
純仕入高	45,159	〔イ〕	43,222	48,853	50,112
期末商品棚卸高	7,930	9,453	〔ウ〕	6,815	6,893
売上原価	42,129	43,228	46,646	〔エ〕	50,034
売上総利益	22,105	23,783	23,899	25,161	〔オ〕

【語群】

ア 1.	67,294	2.	67,264	3.	64,234	4.	64,204
イ 1.	41,166	2.	60,611	3.	41,705	4.	44,751
ウ 1.	3,424	2.	6,029	3.	9,870	4.	7,930
エ 1.	31,190	2.	49,639	3.	48,067	4.	11,531
オ 1.	25,879	2.	25,801	3.	25,723	4.	39,509

793507 解答： 3 4 2 3 1

783507 次の表は、ある小売業における5期分の売買損益計算資料である。表中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

(単位：千円)

項目 \ 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
純売上高	51,290	53,011	〔ウ〕	58,345	61,702
期首商品棚卸高	〔ア〕	4,636	2,920	2,957	4,534
純仕入高	31,774	〔イ〕	34,018	35,942	35,637
期末商品棚卸高	4,636	2,920	2,957	4,534	3,150
売上原価	30,261	31,271	33,981	〔エ〕	37,021
売上総利益	21,029	21,740	22,608	23,980	〔オ〕

【語群】	ア	1.	1,513	2.	3,150	3.	9,232	4.	3,123
	イ	1.	29,555	2.	32,987	3.	20,024	4.	23,456
	ウ	1.	67,999	2.	56,589	3.	56,626	4.	73,876
	エ	1.	38,899	2.	34,365	3.	31,408	4.	22,403
	オ	1.	26,055	2.	18,381	3.	24,681	4.	27,449

783507 解答： 4 1 2 2 3

773507 次の表は、ある小売業における5期分の売買損益計算資料である。表中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

(単位：千円)

項目 \ 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
純売上高	〔ア〕	28,334	31,110	33,909	36,843
期首商品棚卸高	2,315	3,107	2,956	3,314	3,256
純仕入高	16,592	〔イ〕	19,505	21,310	22,797
期末商品棚卸高	3,107	2,956	〔ウ〕	3,256	3,948
売上原価	15,800	18,629	19,147	〔エ〕	22,105
売上総利益	11,854	9,705	11,963	12,541	〔オ〕

【語群】	ア	1.	32,392	2.	27,654	3.	28,446	4.	33,089
	イ	1.	18,478	2.	18,780	3.	9,705	4.	16,829
	ウ	1.	3,107	2.	4,228	3.	2,598	4.	3,314
	エ	1.	24,624	2.	27,880	3.	21,368	4.	21,252
	オ	1.	6,824	2.	13,354	3.	14,046	4.	14,738

773507 解答： 2 1 4 3 4

763507 次の表は、ある小売店における5期分の売買損益計算資料である。
 表中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
 答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

(単位：千円)

項目 \ 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
純売上高	81,956	84,112	87,807	〔エ〕	92,443
期首商品棚卸高	3,145	3,045	3,441	3,210	3,679
純仕入高	40,044	42,367	〔ウ〕	47,196	44,313
期末商品棚卸高	3,045	3,441	3,210	3,679	〔オ〕
売上原価	40,144	〔イ〕	44,878	46,727	44,385
売上総利	〔ア〕	42,141	42,929	44,913	48,058

【語群】

ア	1.	41,812	2.	43,189	3.	41,912	4.	43,089
イ	1.	48,853	2.	41,745	3.	41,971	4.	45,412
ウ	1.	45,109	2.	48,088	3.	48,319	4.	44,647
エ	1.	92,109	2.	91,640	3.	95,319	4.	93,923
オ	1.	3,751	2.	3,745	3.	3,607	4.	3,673

763507 解答： 1 3 4 2 3

753508 次の表は、ある小売店における5期分の売買損益計算資料である。
 表中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
 答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。なお、「？」の
 箇所については各自で推定すること。(10点)

(単位：千円)

項目 \ 期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
純売上高	51,209	56,947	〔ウ〕	63,787	68,153
期首商品棚卸高	〔ア〕	3,127	2,759	3,317	3,582
純仕入高	32,005	33,230	36,691	〔エ〕	40,626
期末商品棚卸高	3,127	2,759	3,317	3,582	4,019
売上原価	31,237	〔イ〕	36,133	37,698	?
売上総利益	19,972	23,349	24,089	26,089	〔オ〕

【語群】

1.	2,359	5.	60,780	9.	27,527
2.	3,895	6.	60,222	10.	27,964
3.	33,598	7.	37,963		
4.	23,717	8.	37,698		

753508 解答： 1 3 6 7 10

2-4 ロス高

713208r 次の文章は、商品ロスの発生原因について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(12.5点)

商品ロスの種類とその主な発生原因は、次の3つに大別される。

①値下げロス

商品を仕入れて付けた〔ア〕を、値引きなどによって引き下げたときに発生する損失分のことである。

②商品廃棄ロス

生鮮食品などの鮮度低下や傷みなどによるダメージ、そして〔イ〕を廃棄処分した損失分のことである。商品廃棄ロスは、その商品の〔ウ〕の全額が損失となる。

③不明ロス(棚卸ロス)

帳簿上の在庫と実際に棚卸を行ったときの在庫の差額となった損失分のことである。その発生原因には、〔エ〕などの外的要因と、棚卸ミスや〔オ〕などの内的要因がある。

- 【語群】
- | | | |
|-------------|------------|--------|
| 1. P O P 広告 | 5. 死に筋商品 | 9. 人件費 |
| 2. 仕入原価 | 6. パートタイマー | 10. 売価 |
| 3. 万引き | 7. レジ登録ミス | |
| 4. 営業利益 | 8. 売れ筋商品 | |

713208r 解答： 10 5 2 3 7

813202r 次の文章および図は、商品ロスについて述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

小売店舗にあるはずの〔ア〕と実地棚卸で確認した在庫は、本来一致するはずである。しかし現実には、アよりも実地棚卸によって確認した在庫のほうが少ないことが多い。この在庫の差が商品ロスである。商品ロスの原因の一つに、万引きや盗難、レジでの登録ミスなどによる〔イ〕がある。

在庫は、〔ウ〕あるいは数量という2つの方法でつかむことができるが、商品ロスについては、通常はウで把握する方法がとられている。



【語群】

- | | | | |
|----------|----------|---------|----------|
| ア 1.発注数量 | 2.POSデータ | 3.帳簿在庫 | 4.安全在庫 |
| イ 1.不明ロス | 2.値下ロス | 3.廃棄ロス | 4.販売機会ロス |
| ウ 1.金額 | 2.売上 | 3.品種 | 4.品目 |
| エ 1.値入高 | 2.粗利益高 | 3.商品在庫高 | 4.値下高 |
| オ 1.仕入戻し | 2.期首在庫 | 3.値下ロス | 4.期末在庫 |

813202r 解答： 3 1 1 1 3

- 623209r 次のア～オは、在庫管理に関する事項である。最も関係の深い文章を、右側から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)
- | | | |
|---|------------|---|
| ア | 過剰在庫 | 1. 機会損失が最も少ない商品在庫量のこと。 |
| イ | 過少在庫 | 2. 商品を仕入れた時点でつけた売価を割り引いたときなどに発生する。 |
| ウ | 値下げロス | 3. 品減りなどと呼ばれ、万引、盗難、レジでの登録ミスなどで発生する。 |
| エ | 商品廃棄ロス | 4. 活用されていない資産の増加を意味し、資金の流動性が低下する。 |
| オ | 不明ロス(棚卸ロス) | 5. 商品に投下した資本が1年でどのくらいの利益高を生んでいるのかをみる。 |
| | | 6. 生鮮食品などの鮮度が低下し、売り切ることができなくなったときなどに発生する。 |
| | | 7. 品切れの発生を引き起こし、販売機会のロスにつながる。 |

623209r 解答： 4 7 2 6 3

- 663203r 次のア～オは、在庫管理に関する用語である。最も関係の深いものを、右側の語群から選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

【語群】

- | | | |
|---|--------|--|
| ア | 商品廃棄ロス | 1. 生鮮食品などの鮮度が低下して、売れ残ったときに発生する。 |
| イ | 不明ロス | 2. 欠品を引き起こし、販売機会のロスにつながる。 |
| ウ | 値下げロス | 3. 活用されていない資産の増加を意味し、資金の流動性が低下する。 |
| エ | 過剰在庫 | 4. 販売機会の損失が最も少ない商品在庫量を意味する。 |
| オ | 過少在庫 | 5. 品減りなどと呼ばれ、万引、盗難、レジ登録ミスなどによって発生する。 |
| | | 6. 商品の仕入に投下した資本の回転効率をはかる指標の一つである。 |
| | | 7. 仕入れた時点でつけたある商品の売価を、何らかの理由で引き下げたときなどに発生する。 |

663203r 解答： 1 5 7 3 2

- 853502 次のア～オは、商品ロスについて述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- | | |
|---|---|
| ア | 商品のロス率が低くなると、利益率も低下する。 |
| イ | 万引きによるロスは、廃棄ロス的一种である。 |
| ウ | フロアレイアウトにおいて死角を作らないことにより、万引きによるロス率を低下させることができる。 |
| エ | 売れ筋商品の適正在庫数を維持することによって、販売機会ロスは減少する。 |
| オ | 売場欠品率が低くなると、販売機会ロスは改善する。 |

853502 解答： 2 2 1 1 1

- 753202r 次のア～オは、商品ロスの基本的な原因について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)

- | | |
|---|---|
| ア | 帳簿在庫と、棚卸でカウントした実際の在庫との差のことを不明ロスという。 |
| イ | 小売店において一定期間の在庫を管理する際、金額により管理する方法を「ユニットコントロール」という。 |
| ウ | 値入高からロス高を差し引いた値は、売上総利益(粗利益高)となる。 |
| エ | 値下げロスは、たとえば生鮮食品を、閉店間際などに値下げ販売することで発生するロスのことである。 |
| オ | 商品廃棄ロスは、万引きや盗難・従業員の不注意や不正行為などによって発生する。 |

753202r 解答： 1 2 1 1 2

- 763207r 次のア～オは、商品ロスについて述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(15点)
- ア 期末に実際にカウントした在庫と、帳簿在庫との差のことを、不明ロスという。
- イ 不明ロスの発生要因には、万引、レジの打ち間違いなどがある。
- ウ 在庫は、金額と数量の2つの方法でつかむことができるが、商品ロスについては通常、数量で管理する。
- エ 商品を仕入れた時点でつけた売価を、値引きなどによって引き下げたときに発生するロスを商品廃棄ロスという。
- オ 値入高からロス高を差し引いた額が売上総利益(粗利益高)である。

763207 解答： 1 1 2 2 1

- 503402 次の事項のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(20点)
- ア 売上原価とは、期首商品棚卸高と純仕入高と期末商品棚卸高の合計である。
- イ 商品ロスとは、商品が入荷してから販売されるまでに生じた盗難や目減りなどの損失の総称である。
- ウ 個々の商品の仕入価格を基準にして売価を算出する計算方法には、売価値入率を用いるものと原価値入率を用いるものがある。
- エ 小売店の営業の基本は、粗利益よりも営業利益に反映される。
- オ 売上総利益から販売費・管理費を引くと経常利益になる。

503402 解答： 2 1 1 1 2

- 625304 次のア～オは、値入高と粗利益高に関連する計数について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)
- ア 商品の仕入原価は、売価から値入高を引いて求める。
- イ 商品の売価は、値入高を売価値入率で割って求める。
- ウ 値入高とは、仕入れ段階において実現したいと予定している売買利益であり、粗利益高とは、販売の結果実現した売買利益である。
- エ 商品の売上原価率は、粗利益高を売上高で割って求める。
- オ 商品のロス率は、ロス高を粗利益高で割って求める。

625304 解答： 1 2 1 2 2

- 633509 次のア～オは、売価の計数に関する計算について述べている。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)
- ア 売上原価が150万円で、粗利益高が30万円であった場合、売上高は120万円である。
- イ 粗利益高が30万円で、売上高が120万円であった場合、粗利益率は20%である。
- ウ 売上高が250万円で粗利益率が40%の場合、粗利益高は100万円である。
- エ A商品部門の値入高合計が350万円、値上高が15万円、値下高が85万円であった場合、この部門の粗利益高は280万円である。
- オ B商品部門の実績売上高が1,600万円、ロス高が80万円であった場合、ロス率は5%である。

633509 解答： 2 2 1 1 1

2-5 商品の効率

382210r 次の文章は、商品回転率について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

商品回転率とは、売上に対して〔ア〕が何回使われたかを表す指標であり、〔イ〕、原価、数量で求める方法がある。

この商品回転率は、算出される数値が高いほど、商品が店舗に入ってから販売されてその店舗から出ていくまでの速度が〔ウ〕ことを意味する。

商品回転率を高めるには、商品ラインを〔エ〕したり、単品ごとの在庫数量を減らしたりする方法と、より効率的な販売活動などによって〔オ〕を増やす方法がある。

- 【語群】
- | | | | |
|----------|------|---|----------|
| 1. 中間棚卸高 | 5. 速 | い | 9. 整理・縮小 |
| 2. 平均在庫 | 6. 遅 | い | 10. 欠品 |
| 3. 期末棚卸高 | 7. 売 | 価 | |
| 4. 売上高 | 8. 粗 | 利 | 益 |

382210r 解答： 2 7 5 9 4

312304 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

商品回転率は、在庫統制や〔ア〕の手段として用いられる〔イ〕尺度である。高い商品回転率の実現は重要であるが、その一方で、高い商品回転率により、〔ウ〕と在庫のバランスを欠くだけでなく、〔エ〕の不備となり、結果としてウの〔オ〕となることがある。

- 【語群】
- | | | |
|---------|--------------|----------|
| 1. 品揃え | 5. 有効 | 9. 季節変動 |
| 2. 鮮度管理 | 6. 測定 | 10. 商品管理 |
| 3. 販売 | 7. セグメンテーション | |
| 4. 個性化 | 8. 支障 | |

312304 解答： 10 6 3 1 8

232303 次の事項のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

ア (平均商品在庫高＝期末商品在庫高)は平均商品在庫高を貸借対照表の貸方に記載の期末商品在庫高とみなす方式である。

イ [平均商品在庫高＝(期首商品在庫高＋期末商品在庫高)÷2]は季節変動の大きい商品を扱う企業には不向きである。

ウ [平均商品在庫高＝(期首商品在庫高＋中間棚卸商品在庫高＋期末商品在庫高)÷3]は年2回の棚卸を行う企業において用いられる。

エ [平均商品在庫高＝(各月末商品在庫高の合計)÷12]は4半期ごと棚卸を行う企業において用いられる。

オ 平均商品在庫高は($\frac{\text{年間純売上高}}{\text{商品回転率}}$)によって求められる。

232303 解答： 2 1 1 2 1

2-6 売上総利益と営業利益の関係

202502 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、
答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

損益計算書は、営業年度における〔ア〕を表すもので、〔イ〕の部と〔ウ〕の部に大別される。売上高から〔エ〕を引いて売上総利益を出し、それから〔オ〕を引いて営業利益を出している。

【語 群】

- | | | |
|---------|---------|------------|
| 1. 営業成績 | 5. 特別損益 | 9. 営業外費用 |
| 2. 収益性 | 6. 売上原価 | 10. 販売・管理費 |
| 3. 経常損益 | 7. 仕入高 | |
| 4. 経常利益 | 8. 販売経費 | |

202502 解答： 1 (3 5) 6 10

<混合問題>

873507 次の文章は、販売員に求められる計数管理について述べている。文中の〔 〕の部分に、下記に示すア～オのそれぞれの語群から最も適当なものを選んで、
答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(10点)

- ・ 売場 4,000 円、値入高 1,000 円の商品の売値値入率は〔ア〕%である。
- ・ 売上原価は、期首在庫高 + 〔イ〕 - 期末在庫高の計算式で求められる。
- ・ 商品回転率は、〔ウ〕 ÷ 平均在庫高 (売価) の計算式で求められる。
- ・ 営業利益は、売上総利益 - 〔エ〕 の計算式で求められる。
- ・ 消費税率 10% が適用される商品の税込み (内税) 価格が 2,530 円 のとき、その商品の消費税額は〔オ〕円である。

【語 群】

- | | | | |
|-----------------|----------|----------|---------|
| ア 1. 25% | 2. 40% | 3. 75% | 4. 400% |
| イ 1. ロス高 | 2. 売上高 | 3. 期中仕入高 | 4. 値下高 |
| ウ 1. 商品 | 2. 売上高 | 3. 売上原価 | 4. 売掛金 |
| エ 1. 販売費及び一般管理費 | 2. 営業外費用 | 3. 特別損失 | 4. 法人税 |
| オ 1. 227 | 2. 230 | 3. 253 | 4. 278 |

873507 解答： 1 3 2 1 2

3 実務における計算

<混合問題>

643210r 次のア～オは、マーチャンドアイジングの業務において必要とされる計算問題である。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 1パック350円で仕入れたイチゴに500円の売価を設定すると、値入高は150円である。
- イ 1個80円の売価をつけたトマトを150個仕入れたときの仕入売価は12,000円である。
- ウ 仕入原価6,000円で、1着10,000円の売価をつけたコートを1,000円値下げして販売した場合、粗利益高は5,000円である。
- エ 仕入原価の30%を値入額に設定した化粧品 の値入率(売価値入率)は23%である。
- オ 売価189円(消費税8%を含む)のチョコレートの消費税を含まない売価は、175円である。

643210r 解答: 1 1 2 1 2

673210r 次のア～オは、マーチャンドアイジングの業務において必要とされる計算問題である。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 1着7,000円で仕入れたスーツに10,000円の売価を設定すると、値入高は3,000円である。
- イ 1着1,100円で仕入れたワインを1本1,800円で売ろうとするときの値入率は44%である。
- ウ 1ネット(10個入り)350円の売価をつけたみかんを50ネット仕入れたときの仕入売価は17,500円である。
- エ 値入率(売価値入率)が20%の商品の値入額は原価の25%である。
- オ 税抜売価188円の生たまご(1パック10個入り)に消費税8%を加算すると、消費税込みの売価は199円である。

673210r 解答: 1 2 1 1 2

653210r 次のア～オは、マーチャンドアイジングの業務において必要とされる計算問題である。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 1足300円で仕入れたソックスに500円の売価を設定すると、値入高は200円である。
- イ 1個60円で仕入れた梨を1個160円で販売するときの売価値入率は60%である。
- ウ 1パック(10個入り)110円の売価をつけた鶏卵を50パック仕入れたときの仕入売価は5,000円である。
- エ 売価880円(消費税10%含む)のデニムの消費税を含まない売価は850円である。
- オ 売価120円の食パンに消費税8%を加算すると、消費税込みの売価は128円である。

653210r 解答: 1 2 2 2 2

663208r 次のア～オは、マーチャダイジングの業務において必要とされる計算である。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(10点)

- ア 1個500円で仕入れたTシャツに800円の売価を設定すると、値入高は300円である。
- イ 売価100円のプリン原価が72円の時、売値値入率を計算すると28%である。
- ウ 消費税を含まない売価200円の雑誌に消費税10%を加算すると、消費税込みの売価は210円である。
- エ 仕入原価5,000円で、1枚9,000円の売価を設定したお皿を販売していたが、売れなかったので1割引の売価で販売した。このときの粗利益高は3,000円である。
- オ 1個70円の売価を設定したさつまいもを130個仕入れたときの仕入売価は9,100円である。

663208r 解答： 1 1 2 2 1

713204r 次のア～オは、マーチャダイジングの業務において必要とされる計算問題である。正しいものには1を、誤っているものには2を、答案用紙の所定欄にマークしなさい。(12.5点)

- ア 1枚300円で仕入れたソックスに500円の売価を設定したときの値入高は、200円である。
- イ 180円のチョコレートに8%の消費税を加えた売価は、189円である。
- ウ 1個の原価80円の紙パックジュースを20個仕入れ、仕入売価を2,000円としたときの値入高の合計は、400円である。
- エ 売上高12,000円、仕入原価9,000円のジャケットの粗利益は、25%である。
- オ 1個の原価90円のキウイフルーツを20個仕入れ、売価100円ですべて販売した場合、平均値入率は、15%である。

713204r 解答： 1 2 1 1 2

523401 次の文中の〔 〕の部分に、下記の語群のうち最も適当なものを選んで、答案用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。(20点)

販売実務においては、〔ア〕が混用されているために、事務処理上は注意する必要がある。例えば、売上高から〔イ〕を差し引いて算出される売上総利益は、一般的に総利益、〔ウ〕、差益、グロスマージンなどとよばれているが、本来、売上総利益は〔エ〕の合計について使われるものである。これに対し、売買差益は主に〔オ〕の売上げとこれに対応する原価との差額である利益のことである。

- | | | | |
|------|---------|----------|----------|
| 【語群】 | 1. 仕入原価 | 5. 商品棚卸高 | 9. 仕入諸掛り |
| | 2. 期間 | 6. 売上原価 | 10. 1品目 |
| | 3. 尊敬語 | 7. 1部門 | |
| | 4. 粗利益 | 8. 同義語 | |

523401 解答： 8 6 4 2 10